

監獄協會雜誌

第貳拾七卷
第貳號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行
(二十一年二月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十七卷第二號目次

○論 說……………	(一頁)	○沖繩監獄通信……………	
○講 讀に就て……………		○静岡監獄抄紙業概況……………	
○刑事法學の傾向と司獄官吏……………	莊田 經 倫	○彙 報……………	(八〇頁)
○講 演……………	(二一頁)	○受刑者看守を殺害す……………	
○刑罰の社會學的主義(承前)……………	文學士 十 時 彌	○被告人の逃走……………	
○修 養……………	(二八頁)	○受刑者の逃走……………	
○司獄官の徳性……………	宮城 尾 原 靜 乘	○同じく逃走……………	
○統 計……………	(三八頁)	○刑事被告人の絞死……………	
○雜 纂……………	(四八頁)	○同じく被告人の絞死……………	
○刑餘の人を紹介して新民會員諸君に呈す……………		○是も絞死……………	
○又新日乗……………	河 野 東 籬	○櫻島岳の爆發と鹿兒島監獄……………	
○説 林……………	(六五頁)	○東京控訴院管内典獄協議會協議案……………	
○道徳政策と迷信……………		○廣島監獄の莞荏業……………	
○寄 書……………	(六八頁)	○福島監獄中村分監……………	
○累犯者の轉地療養院……………	眞 趣 齋 學 人	○司法省監獄公文……………	
○改悛の有無判定の標準……………	菊 屋 哲 公	○叙 任……………	(九〇頁)
○通 信……………	(七四頁)	○會 報……………	(九〇頁)
		○茶話會……………	
		○其後の加盟保險會……………	
		○成人會費領收報告……………	

監獄協會雜誌第貳拾七卷第二號

論 說

講 讀 に 就 て

受刑者をして四六時中徒に時間を消費せしめざるは刑罰教育の要訣なりとす蓋
 小人閑居すれば不善を爲すとの一語は既に古人の道破する所にして右の要訣に
 對する適切の説明たるべし

現時我監獄に於ける受刑者の還房より就寢に至るまでの三時間乃至五時間は彼
 等受刑者をして監房内に於て靜坐沈黙せしむるを以て一般の状態と爲せりと雖
 とも檢束上幾多の困難ありて靜坐沈黙は保持せられ難く交談通聲の禁を破るも
 の甚だ多し是れ監獄實務家の常に困難を感ずる所にして近來夜間作業を開始せ
 る監獄あるも一は亦之れが爲なりとす惟ふに夜間作業必すしも不可ならずと雖

とも之に適當なる作業を選択すること甚だ難事たるのみならず監獄の構造設備不完全なる爲め到底夜業を実施すること能はざる箇所あるを免れず、且夫夜間作業は監房内の整秩を害するの虞あるは勿論、還房後と雖とも尙就業を繼續せざる可らずとせば人情の常として自然晝間の作業力を鈍からしむるの嫌あるべし、從來夜業開始の監獄は尠しとせざるも其能く良好の効果を收めたるもの稀なるは全く之れが爲にあらざるか

或は謂ふ監獄の夜間は受刑者をして讀書修養の時間に充てしむべしと然れども現今靜坐沈黙を科しある監獄に於ても其時間内は一面圖書の看讀を許可しあり即ち或者の所謂讀書修養は受刑者の任意に行ひ得る所なりと雖とも如何せん受刑者中讀書力あるものは少數にして其多數者は此修養の便宜を有せざるものなり然らば此説は一部の受刑者に就ては適當なれども以て一般を律し難し既に夜業を以て適當の方法と認めず讀書修養は一般を律す可らずとせば之を如何せば可なるべきか吾人も亦別に名案あるなし只止むことを得ざれば講讀を開始すること可なるべし講讀は其文字の如く且讀み且講するに在りて其理解し易

きこと通常教誨の上になるべきのみか常に教誨に聽馴れたる受刑者には一種の新味あり其感興を喚起するの力あるべし若し更に其書籍を選択するに當り趣味に富み且多くの教訓を包容せるものを以てせば感化上補益する所決して尠からざらん殊に講讀者は教誨師を以て最も相當とすべきも縱令教誨師ならずとも監獄職員にして相當の學力と辨舌とを有すれば足れるを以て一層行はれ易き利あり又之れが方法としては監獄の大小に依り或は監房の位置構造に依りて異なるべしと雖とも毎夕一箇所又は二箇所を開講して順次全監に及ぼし斷へず反覆之を實行するに於ては其勞多しと爲さるなり

抑講讀は泰西の監獄に於ては現に實行せられし所なれども我邦にては吾人寡聞にして未だ實施せしものありしを聞かず只先年東北の某監獄に於て之を試みたるを耳にしたり當時處謂某監獄に熱心なる教誨師ありて毎夕孝子伊藤公又は乃木大將傳を講讀したりしに果して房内の聽講者は頗る熱心と喜悅とを以て之を迎へ爲に尠からざる感化を與へたり而して其受刑者に感興を與へたるの一例を擧ぐれば開講以外の監房に於ても講演を聽聞せんとし相戒めて通聲交談を避け

爲に一層夜間監内の靜肅を保持したりと云へり吾人は讀書を勸導するは講讀を實施すると否とに拘らず感化上其必要あるべきを認むれども更に教誨以外講讀を開始して受刑者の涵養啓發の一端と爲さんことを希望するものなり敢て監獄當局の一考を請ふ(祿堂)

刑事法學の傾向と司獄官吏

典獄 莊 田 經 綸

犯罪は反社會性 (Anisozialität) もにして即社會の敵なるを以て國家の維持社會保全の爲めには之を滅すの必要あり國家は敵國と戰はざるべからざるが如く亦其敵たる犯罪と戰はざるべからず刑罰は實に其戰の武器なり

「リスト氏」が刑罰は國家の掌中に存する犯罪征服 (Bekämpfung) の手段なりと謂ひ「アツシャヘルンブルグ」氏の著書に犯罪及其征服(原語同上)と題せしものあるも亦此意に外ならざるべく其他「ゾイフェルト」氏「チュルヘル」氏「アツペリイェス」氏等の如

きも復た刑罰を以て犯罪征服の手段となすものゝ如し

左れば刑事法學の正になすべき所は此目的に副ふものならざるべからず然るに古來多くの裁判官及刑法學者は刑罰法文の解釋乃至其理由の研究を是事とし恰も昔時支那に於ける訓詁學に髣髴たるものあり而も是を以て法學研究の本旨に稱ふものなりと思惟し裁判所に於て裁判官が裁判を言渡したる儘其執行に付ては何等關係する所なく裁判官は斯る措置をなすに止まり以て其任務を盡し得たりとなせり歐洲に於ても亦斯の如く「アツシャヘルブルク」氏の言に依れば方今尙ほ裁判官は理論的に傾き刑執行に付ては全く没交渉にして刑執行は如何になり居るかを知らざることなく多數の秋官は監獄の智識に乏しく刑執行に關する明確なる觀念を有せざるものさへあるの状態なりと斯の如きは全く誤れるものなり

「リスト」氏は刑事法學者は法規の智識と同様に犯罪人の個人性並に犯罪人を社會的現象として研究すべきものなりとの意見を有し總括刑法學時報第九卷四百五

十五頁に於て總括刑法學の名稱の中に刑法及他の學者の所謂刑法の補助學(下文參看)たる刑事社會學等をも包含せしめ其刑法論に於ては犯罪の原因研究に付一

方には犯罪人の個人性他方には犯罪人を圍繞せる外部の物理上社會上殊に家父上の關係を観察するを要すとなし犯罪の原因及特質を科學的に闡明するを以て刑事政策の任務中に數へり但「マイヤー及アルフェルド」氏の其刑法論に於ては犯罪原因を研究する爲めに用ひらるゝ刑事人類學刑事心理學刑事社會學の如きを刑法の補助學とし刑事統計學を刑法の補助學且刑法學の補助學の補助學となし補助學を刑法中に入るゝを不當となせども是等の學は刑法の目的を遂行するに須要なる學にして刑法研究と不可分のものなれば「リスト」氏の見解に賛せざるを得ず

又「リスト」氏は刑事法學者が刑事人類學及刑事統計學の研究に冷淡にして未だ完全ならざる刑事法學の缺點を補はんとするの念なきを慨し刑事法學者に對し刑事生理學及刑事社會學の成績を刑法の原則及裁判官の裁判と同視せられんことを要望し「アツシャヘルンブルグ」氏は「リスト」氏の主張を正當なりとし尙ほ刑事裁判は決して抽象的の學にあらずとして實用的なる刑事政策なりと云ひ「ジュリュエスフリドリヒ」博士は動機の所謂及所謂の動機なる其著書中に於て若し世人が刑

事裁判を以て法律政策上のことなりと解せんには「アツシャヘルンブルグ」氏の此の言は正當なりと謂へり

顧みれば刑事政策の方針は嘗て其萌芽を露わせしことありしも久しく進歩を見ざりしが一千八百八十九年「リスト」氏並に「ハアメル」氏及「プリンス」氏により創設せられしイッタルナチコナレンリミナリイセイセンエライシツク「國際刑事同盟」の其報告書中に掲載せられある意見及討議に

徴せらるゝが如く十八世紀の末に於て勢力を得爾來其徒の熱誠により今日の如き傾向を見るに至れり然れども前途尙ほ遼遠なり苟も刑事に關する業務に従ふものは先哲に譲らざるの熱心を以て是が進捗を圖らざるべからず「アツシャヘルンブルグ」氏又曰く裁判官は其本職を盡すを以て未だ足れりとせず尙ほ庶民として犯罪人に通曉し且つ常に善良の武器を以て犯罪と戦はんことを要し又法文のみに據りて裁判するは何人も満足せざる所なれば日常の生活に親み殊に刑事社會學の智識を必要とし該智識は刑事統計又は道德統計中に得らるゝものとせり蓋し刑罰の目的を透徹するには必ずや犯罪原因を研究し且つ刑罰の効果に付て研究する所なかるべからず是が手段として統計を最も必要なりとす從來の統計

は犯罪心理學の方面より見れば尙ほ改良すべきものなしとせず例令は罪名別
表にては器物毀棄と毆打創傷とは各別になしあるも心理狀態より云へば二者同
様なるが如し要するに如上諸種の研究をなすは畢竟刑罰の効力を全からしめ因
て刑罰の目的を達成せしめんとするにあり由來裁判官が犯罪人に對し刑を裁量
して是を宣告する所以のもの亦是に外ならず左れば如上の研究は裁判官に於て
なさざるべからざる所の要務なりと謂はざるべからず而して是等の研究の爲め
に監獄は實に適當なる場所にして其統計の如きも是を得るは監獄に如くはなし
故に裁判官は監獄の智識を忽諸に附せざらんことを望むと同時に司獄官吏は斯
る刑罰上必要にして且又刑事法學の研究に最も便宜なる任務に従ふものなれば
其任務を全ふせんこと緊要なり

「クローネ」氏云へることあり

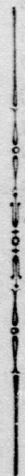
最良の法律最良の判官最良の判決を有するも司獄官吏が無能 (nicht fähig) なる

ときは世人は法律を屑籠に投げ判決を燒棄せん

と是れ眞に至言にして執行其當を得ざるときは良法律良法官良判決も効なきな

り例令は醫藥分業の場合に於て醫者が患者を診察して處方箋を交付し患者は他
の藥劑師に藥を求めて復た來たらざるべきの如く醫者は患者の其後の容體を知
るに由なく醫者は自ら其作成せし其處方箋の適否を知る能はざるが故に其診察
は將て研究の資たらざるは勿論過誤缺點等を發見するの時遂に來らずして止ま
んのみ豈危険ならずや裁判官が判決を與へしのみにて裁判の執行に付顧みざる
場合には其言渡せし刑罰の効力を認むることなくして終るは恰も此醫者の如し
又假りに醫者の處方箋完全なりとするも藥劑師が調劑を過らんか華陀扁鵲の如
き良醫も患者の爲めに毫も益なし司獄官吏の不適當なるは拙なる藥劑師と擇ぶ
所なけん故に司獄官吏は能者たらざるべからず即良司獄官吏たるを要す蓋し良
司獄官吏たるには修養を積み智識を研き職務に奮勵し其言ふ所を實踐躬行し自
ら範を示し其智徳は以て在監人を心服せしめ其教ふる所其導く所皆効果あらし
め其勤勉は以て在監人を感動し懦夫をして起たしむるに足るものならざるべか
らず尙又其傍斯道の研究に努め其進歩改良を圖り亦發明する所なかるべからず
斯の如くにして始めて犯罪討滅の將卒として羞づる所なく又凱歌を奏すること

を得べく若し夫れ假りに裁判に不備の點あることありとするも司獄官吏にして適當なるに於ては多少是を救済することを得ん司獄官吏の任重しと謂ふべく又難しと謂ふべきなり



講

演

刑罰の社會學的主義 (承前)

(一六) 少年の犯罪

文學士 十 時 彌

近年の顯著なる事象として歐洲各國都も田舎も少年の犯罪が非常に殖へる是は刑事政策上殊に注意に値する事柄である、特に憂ふべきは若い者の犯罪を行ふ時は單に財産上の侵害を以て満足しないで、悍猛凶惡の所行を恣にすることである「ライス」氏の著書には之に對する多くの例が擧てあります、皆相當有名な事件と見えますが、名前を列挙して見ますとキレグといふ人間の一家族を襲にした六人殺のゾロツプランといふ犯人は二十歳、パロシといふ家の全家族三人殺をやつたクレルクといふ犯人は十八歳、ジュライといふ所の五人殺はジャツキエールといふ十七歳の少年甚しきに至るとダンビ一十五歳とグロンボイ十二歳の二人で白晝午後二時ウキーヘルベツクといふ公園に於て若い女を慘殺

して焼て仕舞つた等の類であります然し此様な事は深く穿鑿するに及ばず、佛國の瘁猛なる犯罪者は二十歳前後寧ろ二十歳以下であるといふことは素人でも皆知つて居ることであります自分の在留中に發生した凶暴なる犯罪も其數甚少からぬのであります但し犯人が年少青年である事は自分の不思議に感じた程でありました其内一例として當時最も世間を騒がした「ボノー」と申す青年の犯罪を御話し見ましやう（實例の一と致し升）

「ボノー」の事は日本にもルーター電報や何かで通信せられた程でありまして先以て世界に喧傳せられたと申てよいでしやう少くも全歐を驚かした事蹟です彼は年二十二？自ら首領となつて青年犯罪團體を組織して居つたものであります、一番初め世人を驚かした此團體の犯罪は次の如くであります一昨年冬の或日巴里の或銀行員が數萬弗の金を自働車で外の銀行に届けに往く途中、其自働車の迹を跟けて來た、自働車が人通りの少い所に往くと行手を遮り車中より現れた數人の者が行きなり銀行員の自働車に向てピストルを放ち運轉手は逃げ出す番頭は重傷を負う結局兇賊は全部の金を奪つて雲霞、事は白晝午後三時頃巴里の大道に於てあります大に捜査を勉めたのであります犯人何處より來り何處に行きしや更に知る由なくて年を改へ而も同様の犯罪續發して停止せず昨年一月、二月の間に於ては此殺伐なる犯罪が二十件程にも昇て居ます、被害者は幾人でも其場合に居合す限り或は重傷或は

死傷等犯人は人間に鐵砲を向けること鳩に豆鐵砲を向ける位にも思つて居らぬらしい此有様は餘程諸國の耳目を引いた譯で、獨逸の新聞にも英吉利の新聞にも其際諸國の新聞も盛に書立て、巴里では又斯ういふ者が暴れ散らすので花の都が衰微するとさへ稱せられ犯人に對して大々的の懸賞、百方苦心の末漸くボノーの居る所を突留め得たけれども、それ迄に犠牲となつて居る巡査も數多いので之が逮捕に向ふ時には數十百人の警察官が警視廳に於て水盃に代るあつきキツスで妻子に別れを告げて出發する騒ぎ斯で一隊がボノーをシャルルロイといふ所の住居に圍んだ時にボノーは窓から鐵砲を發射して數時間に涉る應戰、圍んで居る方では終ひに其家の片端にダイナマイトを仕掛けて家の一部を壊して一齊射撃でボノー及び其手下を殺して仕舞つた、少々馬鹿々々しい程でありましたがボノーの方はそれよりも前にもう敵はぬと覺悟をきめたものと見へ、其數時間に亘る應戰中に鉛筆で一の遺書を書いて居つた其遺書の文言の一部分には斯ういふやうな事が記してあつたさうです曰く「既に捕へられて居る所の男女の連類者は何れも犯罪には關係がないのであるから宜しく放免せらるべし犯罪は余一人の所爲である顯るに余は余の取りたる生活方法を以て最良好なるものと考へざれども、社會は余を強制して斯の如き使命を行はしめたり、而して今後同様なる生活を繼續せざるべからざるに於ては余敢て之を辭せず、見よ余の一生は世界を驚かし萬國は畏怖して余の名を喧傳せり世間の功名を希

ふて醒醒として遂に一物を待ざる輩は正に余が一生を羨望すべきなり云云彼は名譽心を以て犯罪を行ひ居りたるものゝ如し、前にも申す如く彼は二十歳をちよつと出たばかり其外一味の連類者ボノ一の捕へられた時には十數人と思はれて居つたのでありますが、檢舉の結果は二三十人にもなつた様でありましたが何れも二十歳前後である、此種凶暴の殺人強盜を爲すものは勿論獨りボノ一派の事ではなく其處でも此處でも行はれたので金を貯へて静な所で無人の生活をする考へなとは屢凶行の犠牲とせられ而も嫌疑者は毎に年少者、佛都の「マテレ」新聞は此状態を諷して一日次の趣旨を載せて居ました、曰く「我國には刑法典なし現實存在する法條は可なりに小金を持つて閑靜な生活を爲す者には生存の權利なし、未成年無賴漢は殺人自由なり云々」青年犯罪者の猛威を想像せしむるに足りまじやう、何故に青年の犯罪者が増加するか其原因と救済策は重大な社會問題となつて居ます然し是は傍道に這入りますから畧しましょう言て見た所で大した妙案もない様であります、「ライス」氏は其原因を學齡兒童を遊情にして置くにありとし警察力を監就學を強制す可しとして居りますが原因はそれ斗りではありますまい學校に通學して居る生徒の中にも向來は「アッパーシユ」(凶惡な無賴漢を意味する言葉)になつて暴れてやるのだとの希望を表白して教職にあるものを驚かした例が珍らしくないからであります此方面の事實に驚かされた人々は市府の往來に掲げてある廣告繪などが奇抜を競うて殘忍

な圖を現はして居るのがよくないとか劇場や踊り場の演藝の不取締がかゝる感化を來すとか又は新聞や小説の犯罪記事が良くないなど、主張し種々の事實を捕へ來て甲は乙非相爭論して居りますが眞の原因は今一步深い社會事情に存する事と存じます但しこれは問題外でありますから省きます。

次は豫防主義であります、豫防主義は最も新しく起つた刑罰の主義であります。刑罰は過去に對する應報、懲戒を目的とするのでなく、將來を豫防するために行はれるものである、脅嚇或は改善も畢竟は其の手段であつて、目的とするところは特別には犯罪人自身をして再び惡をなさしめざるやうに、又一般には社會全體の他人をして同じやうな行ひをすることがないやうにせしむるために、所謂特別豫防法と一般豫防法を目的とするのであると云ふのが、豫防主義の説明であります。然れども此の學說もやはり刑罰の全體を盡して居るものではないのである。若し豫防と云ふことを以て刑罰の目的とするならば、過去に對する刑罰と云ふ意義が無くなつてしまふのである。斯の如くにして社會の道德的秩序も社會の法律的秩序も紊亂せしめらるることがないでもない。故に、此の學說も亦勿論刑罰の意義を説明するために充分なる學說とすることは出來ないのである。然れども、刑罰と云ふことは勿論單に過去に對する仕事でなくして將來に對する豫防の意義も含まなければ社會に取つて無益なことではありませんから、豫防と云ふことは刑罰に於て最も重大なる方面の一であると云ふことは

疑ふ可からざることであります。

以上四箇の變遷せる主義に就いて、簡單なる説明と簡單なる批評とを加へて見ましたが、是等の議論は、何れにしても段段説明し來つた如くに、刑罰と云ふことの本來の性質を説き盡して居るものではないのである。然るに、法律學者が此の刑罰の自由を説て居るところを見れば、必ず是等の學說の中の或るものを捕へ、さうして其の或るものに依つて刑罰の目的を説明しやうと試みて居るのであります。茲に於て、是等の學說が今どう云ふ風に現はれて居るか云ふと、御承知の如く、應報主義論者と是に對する保護主義論者と、此の二つが刑罰の理論として相對峙して譲らぬやうな状態があるのであります。どう云ふ譯でさう云ふ風になつて居るか云ふと、或は法律學者が社會學上の事實を顧みぬ或は法律學者が社會學上の事實を究めない、唯だ法律上の論理の一貫を求め、自分の立場のため一の主義を立て、其の主義に依つて續釋し、一切の法律上の事柄を悉く其形式に依つて説明しようとするからであります。故に、應報刑論者の議論を聞いて見ても、或は保護刑論者の議論を聞いて見ても論理は頗る貫通して居る、さうして其の説明は洵に都合よく出來て居ります。然しながら、社會上の事實は單に論理上のみではない、單に抽象せる形式上の論理のみではないのである。刑罰が社會に存在して居ると云ふことは論理上の事實ではなく、社會が數千年を經過し來る間に、漸漸附加へ

られ、或は取除かれ、さうして其の間に漸々發展し來つた一の的確なる事實であります。此の事實を顧みずして、自分の頭の中から、單に抽象せる一の主義に依つて論定しやうとすれば動もすれば事實を誤る傾きを生じないとも限られない。若し單に應報主義若くは保護主義と云ふやうな空名に捕はれて、刑罰の目的は應報主義であるとか若くは保護主義であるとか、若くは豫防主義であると云ふやうなことに速了し來つたときには、之を實際に施す上に於て、極めて危険なる結果を生ずる虞れなしとせられないのであります。前に申した如く、應報刑と云ふとを主張すれば、其の結果自から冷酷なる、慘酷なる傾きを生じ易い、又單に豫防刑と云ふとのみ考へ來れば、動もすれば刑罰の効果を薄くするやうな傾きがなきにしも非ずである。吾吾の見解から申しますれば、刑罰と云ふものは決して一つの目的のみを有するものではないのであります。刑罰と云ふものは社會が非社會的の行爲に對して復雜なる反動をなす所のもので、當然種種多なる目的を有して居るのであつて、つまり漸漸にそれが附加へられて來たのであります。即ち一の特別なる目的によつて、特別に設けられた一の主義ではないのである。例へば有機物の世世に發展するが如くに、漸漸發展し來つたもので、歴史的に社會が種種の經驗を積み、社會が種種の變遷をし來る間に漸次非社會的行動に對して反動するところの實際の働きを現はして來たものである。故に總て犯罪と云ふものに對する社會的反動が社會生活の目的に適合

するために取らなければならぬところの總ての方面は悉く刑罰の中に包括されなければならぬ、随つて刑罰の目的は何であるか、刑罰の社會的意義は何であるかと尋ねれば、刑罰の社會的意義は社會が非社會的の行爲に對する自己の反動を實現するものであると説く外はないのである。之を具體的に申しますれば、社會が自己の防衛のために、自己の保護のために、自己の保全のために、社會的秩序の攪亂を防ぐがために、社會的理想を實現するがために、社會的安寧福祉を増進するために、斯様に種種複雑なる目的のために、社會が非社會的の行爲に對して反動するのである。單に現在の關係のみでなく、又單に過去の事柄に對する應報といふのでなく、又單に將來に對する豫防といふのみでなく、社會が自己の防衛のために、自己の保全のために、自己の保護のために、又進んでは社會的理想を實現するために、又社會的安寧を増進するために、過去現在未來に亘りて、社會が非社會的の行爲に對して複雑な反動をなすのである。即ち刑罰は決して個人に對する——一個の個人に對する制度ではない、又此の刑罰は宗教的道德的のために存在するものではない、個人的道德的理想、宗教的理想のものではない。其の目的は社會的生活と云ふことの外には何にもないのである。されば社會が非社會的の行爲に對して反動をなすに當つて、其の反動の一面に、或は應報と云ひ、或は脅嚇と云ひ、或は改善と云ひ、或は豫防と云ふことを含むので、皆な是は社會が反動して往く當然の働きであります。而して其の一つ

のみが目的ではないのである。即ち刑罰と云ふことの社會的意義を簡單に申しますと、刑罰は社會的生活の目的のために非社會的の行爲に對する反動であると云ふ外はないのである。是に於て社會的生活の目的とは何であるかと云ふことが當然問題として起らなければならぬのであります。

社會的生活か目的といふことは社會理想論の本領であつて、勿論此の事は容易く一括して御話することは出来ぬ。然しながら、極めて簡單に社會的生活の目的を説けば、社會生活の目的は社會の各人をして互に活動の範圍を縮小せしむることなくして充分自己を實現することを得せしむるやうな條件であります。人間の本性を充分發展せしめ、人間の本性を充分表現することを得しむるために、人間の本性の發現、及其の表現を充分可能ならしむるやうにすることが社會生活の目的である、一口に言へば社會的團體的安寧福祉であつて、各自をして各々其所を得せしむるのである。社會は一人の爲に存在して居るのではない、少數の人の爲に存在して居るのではない、多數のために存在して居るのではない、全體の爲に存在して居るのである。其の全體のものが各自に充分生活を遂げしむると同時に其の充分なる生活を互に相衝突、相扞格するところなからしむるやうな條件を造るのが社會的生活の目的である。この故に社會各人の人格の發展を障碍せしめざるやうに平和を興ふると云ふことは社會生活の目的でなければならぬ。いかなる個人も他の個人を損害することは出来ぬ、何人も其の自己の

實現を充分にするだけの機會を得せしむるやうにしなければならぬ、是が理想的社會生活上に社會が、存するのであつて、其の社會的生活のために社會が非社會的の行爲に對して反動すると云ふことが刑罰の眞意義であると言はなければならぬ。斯の如く論究した所で更に以上述べたる如き四箇の主義はいかなる意味を有するかを今一應述べて見たいと思ひます。先づ第一に應報主義の中で神意的の應報主義は勿論是は不當であり不條理であり學術的でないのであります。神の意に背くと云ふことは神の社會のことであつて、人間社會の事ではない、いかに神の意に背くとも其の神の意に背くと云ふことを以て人間が神の代理者となつて他人を刑罰すると云ふことがあるものではない、自分の宗教的信念に依つて他人を束縛すると云ふやうな權利は何人にもない。刑罰は宗教的信條に據るものでなく、刑罰は社會的生活の目的に據つて居るものである。故に神意的の應報主義は不當である、而も神意的の説明は學術的でない。故に神意的の應報主義には吾々は隨ふことが出来ない、然れども更に他の應報主義はどうかと考へれば、是は皆な相當に理由のあることは既に前に述べた通りであります。刑罰が過去の行爲に對して應報すると云ふことは社會的に必要なことである、故に應報主義は至當である、併しながら應報主義が至當であると云ふことは應報主義が社會的に至當であると云ふのであつて、畢竟社會生活上有要であるから應報主義が至當であると云ふのである。即ち過去の行爲に依つて社

會が犯罪人に對して應報と云ふことを實行するのは必要な事柄であつて、若し刑罰が過去の犯罪に結びつけられず、犯罪の現在に關係するところがなかつたならば、刑罰は社會的に有要なることは出來ないのであります。又若も未來なるものに刑罰が加へられ、若くは社會的に有要なる範圍以上に刑罰が加へられたならば、其の刑罰は勿論不當であるのみならず、却て有害である詰り私が應報主義が相當であると云ふ理由は社會的に有要であるが故に相當であるといふのであります。

復讐の神の「ネメミユース」の姿は消え去つて其のあとに正義の神たる「ヂャスチス」が現はれ、眼には綱帯をして耳を掩ひ、公平な秤量を持って、復讐の神のあとに出て來た、能く見詰めて居ると、其の神様もやがて姿が消え去り、其のあとには大なる姿が現はれ來つたそれは何であるかと云ふと、社會である、大なる社會の姿が其所に現はれた、而してそれが大なる爛々たる眼を開き、手には自己防衛の鋭き劍を携へて現はれた、是が刑罰の真相である、是が應報主義の真相である。復讐ではない、抽象的正義ではない、社會と云ふものが自己防衛の劍を携へて現はれ來つたと云ふことが應報主義の根據でなければならぬ。若も社會生活と云ふことの以外に或る意味を以て刑罰が現はれて來たならば、其の刑罰は眞に非難すべき刑罰である。若も其の刑罰が社會的生活の目的に副ふに非んば、司法官であれ、立法官であれ、專制者であれ、同じく非難すべきである。若も社會生活の目的のためと云ふこと

があるに非ずんば、監獄の統治者も、監獄に入監して居る犯罪人と同じく、悪人である、有罪者であると言はなければならぬ。畢竟するところ、應報と云ふことは、必要にして且つ社會的に有要である、又應報主義が犯罪者自身に對して有要なばかりでなく、犯罪者以外のものに對しても有要であることは別段申上るまでもないことで、畢竟犯罪の應報と云ふことが一般公衆の上に偉大なる効果を現はして來るのであつて、若も此の應報と云ふことがなかつたならば、社會公衆の惡事に對する憤怒と云ふものが爆發することを免れない、かくて、此の應報的正義は一般公衆の憤怒を和らげ、隨つて社會公衆の憤怒に對する一種の安全瓣となる働きを有するものである。又社會一般の應報と云ふことに依つて、道徳的の感情を高尙ならしむると云ふ効果もあり、又社會一般の公正と云ふやうな感情を持たせることも出来る。又社會一般の團體的の同情、共同の力を養ひ得るやうなことも出来る。要するに應報主義は、決してその哲學的根據や、或は自由意思や或は道徳やと云ふやうな根據に關係なく、實際社會的に有要にして且つ必要なるものである、更に進んで脅嚇主義と云ふ方に就いて見ましても、脅嚇と云ふことは社會生活の目的から見て、勿論相當の事であつて、犯罪者たらんとするものが脅嚇と云ふことに依つて犯罪を避けることを得たならば、社會生活の目的は是に由て保たれ得るので、若し是が行はれぬならば、動もすれば社會的生活の目的を打毀す基となるのであります。故に脅嚇と

云ふことは個人的にも一般的にも有要である、但し是は前にも申した如く僅か一部の手段であつて之を社會的生活の目的から言ひますれば、刑罰は脅嚇と云ふことを成るべく大に用ゐて社會の刑罰の實效を擧げると云ふのでなくして、出來得る限りその少量を用ゐて社會的に大効果を擧げると云ふことが、社會政策の上から當然注目すべき大切なことであると思ひます。改善主義に就いて申しますれば、是は前にも申したやうに、確に刑罰の目的の一方面たることを疑はぬのであります。さうして社會生活の目的は前にも申した通り自己の防衛と云ふことが第一の目的であるから、犯罪者を改善せしめ是をして安全に且つ有要なる良民たらしむることが出來たならば、是は社會的生活の上に自己防衛の最も適當なる方法の一として考へなければならぬことである、併しながら、改善不可能のものがあつたり、若くは改善せしむるための刑罰が却て社會的の存立を危くするやうな場合があります。勿論社會自らを衛るために、自ら衛ると云ふことを主としなければならぬ。されば改善と云ふことは、若し出來得べくんば大に望むべきことであるが、其の望むところの第一の目的は惡人自身のためでなくして社會のため、社會生活の目的のためであると云ふことを忘れてはならぬのである。いかなる場合に於ても、社會的生活をなすと云ふことが主眼である、或る場合には伊太利學者の説く如く絶對的、或は相對的に犯罪人の或るものを除き去ると云ふ事柄が必要な場合もありませうけれども、眞に改善

不可能のものは實際に於ては甚だ罕な事であつて、多くの場合に於て、犯罪人と云ふものは、不適當なる教育、不適當なる境遇などに依つて、自然に犯罪人となつたものが多いのであるから、單に應報或は脅嚇と云ふことを以て是に臨むべきものでなくして、是に改善を加へ、適當なる良民となすことに努むるのが刑罰を執行する者に取ては重大なる任務である。或る學者の一部分、殊に法律學者の一部人は、改善主義と云ふことを非常に罵り、改善主義は刑罰の目的に不相應であると論ずるものがあるやうでありませけれども、是は確に問題であつて、改善主義と云ふことは、確に一面に於て必要なる事柄と見て置かなければならぬ。次に豫防主義と云ふことは、是も前に申して置た通り、當然社會的作用の一面であります。豫防を目的とすると云ふことは社會の犯罪に對する最も後に注目された事柄であるに拘はらず、最も重大なる事柄であるので、犯罪學者は主として此の方面に立つて、此の點に着眼し、人生の犯罪の原因を絶ち、犯罪の豫防をしなければならぬと云ふことを論究して居ることは御承知の通りであります。即ち其の方法として、或は適當なる教育制度を立てること或は幼年犯罪者に對する感化制度、或は幼年労働者の制限、或は執行猶豫、或は家族生活の改良、或は幼年者禁酒制とか、或は遺傳的豫防とか、或は工場衛生の事とか、或は娛樂機關の事等、種々様々の方面に就いて、豫防と云ふことに付て著目して居ることは御承知の通りであります。

抑も犯罪と云ふものは社會が産み出したものであつて、其の産み出した犯罪人に對して、社會が相當の反動をなすと云ふことは當然のことである。其の反動の方法は種々様々に多面である。其の多面のものに對し僅に一面を捕へて、さうして論理的に解決をしようと云ふことは動もすれば刑罰と云ふもの、眞の意義を失する基であると私は考へるのであります。

以上述べたるところのものを約言致しますれば、應報主義と云ふも、脅嚇主義と云ふも、改善主義と云ふも、豫防主義と云ふも、皆な一の方面であつて、是等を統合して、さうして社會的生活の目的に適合せしむる事柄が刑罰の本旨である。其本旨、斯の如しとせば刑罰執行の上に付てどう云ふ態度が必要であるかと云ふことが、次に述べようと思ふことであります。即ち刑罰を執行するに當り、犯罪人に對していかなる態度を取らなければならぬかと云ふことは、刑罰の目的を論定した上から當然明かになつて來るのであります。第一に、犯罪者に對して刑罰の執行は最も公正でなければならぬ。是は刑罰の目的が應報であるからである。公正であること云ふ事柄は偏頗でないといふことで、其執行が正當であつて決して人に依つて違ふことはないこと云ふのである。殊に犯罪者の如きは私が申上るまでもなく、頗る偏屈になつて居るものであつて、種々様々の猜疑、嫉妬若くは曲り根性が養はれて居るものであるが故に、特に刑罰執行の上に付て應報と云ふ意義を明かにするために、最も公正と云ふ

ことが必要の事柄と思ひます。勿論其の實際の事柄が人に依つて多少異なる所があつて自から區別せらるゝのであるのは當然のことであるが唯だどこまでも偏頗の現はれて來ないやうにしなければならぬ即ち應報と云ふことに對する實際の處置は公正である、次に脅嚇と云ふことが必要であるから、實際上に就てはどこまでも嚴肅でなければならぬ。嚴肅と云ふことは語り恐れしめ、恐れてそれに服するだけ嚴重にすると云ふことである。嚴肅と云ふことがなければ脅嚇と云ふ眞の意味が現はれて來ないのである、次に改善と云ふことも必要であるから、實際刑罰を執行するものはどこまでも仁愛的でなければならぬ、同情がなければならぬ、多數の犯罪人の中に自分が這入つて出來得る限り彼等の良心を惹起し、さうして曲つて居り、間違つて居るものを直して、さうして其の曲りたる意志が癒り、たとひ非社會的の動機が起つても是に抵抗することが出來得るやうにするために、仁愛的同情的の頭を以て是に對しなければならぬのである。最後に刑罰と云ふものは一の豫防である故に、少しも感情に動かされないやうに冷靜に沈著に、いかな方法を取りて對すべきかを判斷することが大事である。是等の四箇の要素は當然刑罰執行の上に必ず現はれて來なければならぬ必要なることであります。繰返して言へば、刑罰は公正に、嚴肅に、仁愛に、且つ冷靜でなければならぬ。私の論結せんとするのは語り其の點であります。動もすれば應報と云ふことを刑罰の目的であると誤解して、唯單に嚴肅を

求めて、その結果冷酷となり、慘酷となり、さうして同情が乏しくなつて來る。或は單に改善と云ふことが刑罰の主義であると考へて、その結果同情に失し、姑息の愛情に流れて、刑罰の効力が乏しくなる虞れがある。之を要するに刑罰の目的は——刑罰の社會的意義は單純なものでない、故に刑罰を執行するものは單純な思想ではならない、よろしく公正に、嚴肅に、且つ仁愛に、冷靜に、各々其の宜しきを得ることを努めなければならぬ。而して是等の全體を通じて、其の根底は何であるかと云へば、それは個人の爲ではなく、社會の爲に働いて居るのであつて、辭を換て言へば、國家のために働いて居ると云ふ根本の下に、是等の總てのものが結付けられなければならぬのである。自分が犯罪者を取扱つて居ると云ふ事柄は、國家のために辛勞して居るのである、社會のために、即ち社會矯正のために働いて居ると云ふ自信に依つて、自分の力を疑ふことなく、安んじて、熱心に其の事に當り、而して此の目的を達するために、嚴肅に、且つ、公正に、仁愛に、且つ冷靜に、社會的效果を充分發揮することを努むるのが、最も刑罰の意義をして完全ならしむる所以であると信するのであります。今日御話したことは洵に雜駁でありますけれども、私は是まで刑罰の目的と云ふことが動もすれば學者の理論のために、一部に偏し易いやうな憾みがあると思ひますので、少しく社會學上の見地から、刑罰の意義を説明して見たやうな譯であります。(丁)

修 養

司獄官の徳性

宮城 尾原 静 乘

第二 禮及禮式

(一)

私の爰に持て居りまする之れは『珠數』と申すものであります、此の珠數を作して居る數十の玉が整然として亂れず。能く統一が出来て居るのは何故でありましょう。無論其は一筋の絲が中間を貫いて居るからであります。若しも此の絲が斷れた時には球は各所へ散亂し悉く其位置を失ふに至ります。人間の集團に於ても亦た然りで。男女老若の間に『禮』と云ふ一筋の絲が有つて嚴然として貫いて居るから圓滿に統合が出来るのである。若しも社會なる集團から『禮』なる一筋の絲を斷てば、皆な吾れ勝手な行動を取り秩序もなく整頓もなく。丸で散亂して其狀恰も珠數の切れたと同様であります。

修

彼の軍隊を見るに千人でも二千人でも乃至は一萬人でも。常に一齊に起伏し。進むにも開くにも秩序整然として能く統一の出来るのは何が原因で有りました。申す迄もない上下の開に『禮』と云ふ一筋の確かな絲が貫徹してあるからである『軍人は禮儀を正くすべし』とある軍隊の御勅諭の活現である即ち『禮』なる一筋の絲が千萬人の精神を貫いて斯く結合せしめられてある。

軍隊が既に然りとすれば、學校でも會社でも乃至監獄でも警察でも。能く軍隊の如く上下の位次が亂れず。『禮』なるものが完全に行はるれば矢張り秩序も整然とし。統一も圓滿に出来。起居進退總べて一齊に整ひ恰も軍隊を見るの感有るに至ると思ふ。家庭亦た然りである。

故に『儒教』には義。禮。廉。耻を人生の四維と教へ。又は禮。樂。射。御。書。數を男子の六藝と定められてある。殊に〔中庸〕には三百の禮儀三千の威儀ナドと有つて頗る六ヶ敷いものである〔佛敎〕には或時は『務修禮讓』を以て天下和順の相と説き。或時は『無義無禮』を以て五惡の狀相と誠しめ。殊に〔無量壽經論〕には禮。拜を以て淨土五念門の一と定められてある。是等以て『禮』の如何に重要な所以を了察せられたい。

(イ) 各國の奇禮

而して其『禮』なるものは其國と其時代に由て大に其趣を異にして居る。

養

佛説に『偏袒右肩』とあります。昔し天竺では右の肩を脱いで起つのが最敬禮であつたらしい。其證據には佛教の繪を見ると澤山な菩薩や羅漢方が佛前に集つて何かして居る。其れが皆んな肌脱である迂濶に其れを見て印度は暑いから裸體で居ると思ふたら大間違である。其の肌を脱ぐ處が印度の最敬禮である。

ペルシヤの國へ行くに其の國民の挨拶が、首と首とを接し互に頬に接吻すると云ふ事である、一寸見ると首角力かと思ふ又は繪に書いた鹿が二足でよくソナナ事をして居る然し其れがペルシヤの『禮式』だとは面白い。

西洋では花輪を贈る事が大流行、目出度い婚禮にも花輪を贈る、不幸な葬式にも花輪を贈る。之れも即ち一種の禮である。

〔古川潤二郎氏〕の談に由ると、土耳其人は其の兩手を胸の上で十文字に組んで頭首を低くするのが禮である云ふ、日本人が之れを見ると何か思案でもして居るのかと思ふ。然し其れが其國の禮である。〔河口惠海氏〕の談に由ると西蔵の國では互に其の舌を出すのが最敬禮だとうである、日本なれば舌を出せば人を馬鹿にして居るのである。其れが西蔵では最敬禮であるとは頗る面白い。

〔坪井博士〕の談に由ると、ニューゼーランドでは双方の鼻を押し付けるのが其の國の『禮式』だとうである、而も最も強く叮嚀に押し付けるのが最敬禮であるとの事である、甚だ面白い禮式もあればあるものだ、其れも美麗な鼻なればまだしもであるが風でも引いて水鼻の奴をグテ／＼やられた日にはハナダ以て困る儀と思はれる、而し其れが其國の禮式であるから仕方がない。

日本でも昔の禮と今の禮とは多少變つて居る、又た同じ時代でも武家の禮と僧家の禮とは大に其趣を異にして居る、現今でも陸軍には陸軍禮あり海軍には海軍禮あり夫々特別な『禮式』が定められてある、又た同じ海軍の中でも種々な禮法がある、登舷禮だの登桁禮だの禮砲式だのと區別してある、大砲を放つのも一種の禮式である、其の發砲にも或は十三發、或は十九發、或は二十一發、或は百一發等の種類が有る。

先年葡國の艦隊が横濱へ入港をした事があつた、其當時神奈川縣の某知事が其の軍艦ガブリエル號へ公式の訪問をせられた、訪問が済むと知事は小蒸氣船に乗り移つて歸路に向つた、其の時ポルトガルポルトガルの軍艦から公式の禮砲をドンと放つた、所が餘り距離が近かつたので其の音響百雷の如く、小蒸氣船は震動する、天幕は裂ける、知事は轉ぶ、尻餅を搦く、絹帽は飛ぶ、イヤハヤ大變な騒ぎ、其れでも先方へ掛け合ふ譯には行かぬ、向ふは大に其禮を盡したのだから仕方が無い。

右軍隊禮の外學校禮式あり警察禮式あり監獄禮式あり其類無量要するに其時代と其國情とに由り禮式

に變りは有るが禮の無い時代は無い、禮の無い國は無い、左すれば人類社會に『禮』と云ふ事は最も大切である、野蠻の時代すら相當の『禮』は有つた、況んや世が文明に成ればなるほど『禮』は大切である重要である。

然るに人によると禮法杯とは昔し臭ひ、面倒くさひ非衛生だ、文明は無禮講に限る『出もの腫もの處嫌はず』杯と大言して得意がつて居る連中もある其れで文明杯とは大した了見違ひ、野蠻も大野蠻である。

(ロ) 敬して親む

〔論語〕の中にも『善く人と交つて久しくして之を敬せよ』とあります。誰れでも人と交際をして最初の中は叮嚀に挨拶もする懇慫に禮式もするが、段々と交際が進むに隨て挨拶は粗畧になる禮式は存在に成る、シマイには更に挨拶もせぬ禮式も行はぬて云ふ風に成り易い、然し其は甚だ不都合である、其所を誠められたのが今の論語の教へである、久しくして之を敬するとは眞に交際上の心得である、又た永き友を作るの秘訣であります。

同じく敬すると申しても『敬して遠ざく』と『敬して親しむ』との二様が有る、敬遠の敬は眞の敬では無い、敬して親しむと云ふ敬が眞の敬である、此の敬で無くてはならぬ、敬親の敬とは、公人として敬し私人として親むのである。且に職服を着けて役所で向合した時は嚴格に禮式し懇慫に敬意を表するのである。夕に平服で私宅で相對した場合には格を外して最も親最も密に相語り相笑ふ、是れが即ち敬して親しむの相狀であります、故に表が敬なれば裏が親、表が親なれば裏が敬と成らねばならぬ、〔諺〕にも『親しき中にも禮儀あれ』と云ふ事が有るが、人に由ると『禮式』は他人と他人との間に行はるゝもので、親子兄弟の如く至親の間には『禮式』は無用の如く心得て居る人が有る、例へば親子で同一の官廳に奉職し、兄弟して一ツの役所に務めて居る人が、其親子間其兄弟間に頓と挨拶をしない更に禮式をしない人が有る、其れは甚だ間違て居る、所謂親しき中にも禮儀で、相當な禮儀は無論行はねばならぬ、私の知て居る山本と云ふ人は、親子の間兄弟の間、互に最も叮嚀に禮式をせられるが其美はしい間たには見る度毎に痛く感動をする事である、今一つ『禮』に付ての心得としては

〔伊達正宗公〕の曰はれた『禮に過ぐれば諂に成る』との一條である、如何にも此一條も心得て居らねばならぬ、然し世の中には諂諛の誘を懼れて禮儀を欠く人が有る、是れは誰しも一寸迷ふ事ではあるが私は斯く思つて居る、彼の豊臣秀吉公 其の昔し木下藤吉と言つて織田信長に事へて居た頃である信長公は寒になると其三十日間、毎朝曉の六時から練兵場に出て征馬の寒修行、其馬の口取役が例の木下藤吉郎、偕て或る朝豫定の時間内に調馬の練習が済んで信長公機嫌美はしく下馬せら

れた、所ろが信長公の履物が無い信『コレ藤吉、予の履物をイカゞ致した』藤『御馬上で汗ばんで在らせらるゝ所へ、俄に冷きものが當りましたは御風でもと氣遣ひ、履物は懐ろへ入れて暖ためて置きました』

とサア是れが問題である、此の一節を諷ひであると解釋すれば秀吉の心事は陋劣であると謂はねばならぬ、而して之れが若し主君を思ふ一片の忠誠から草履までを懐ろに入れたと見れば如何である頗る美德として大に稱讚をせねばならぬ、故に『諷諷』が『禮儀』かは、其れを行ふ人の心事如何にあるものである。

(二)

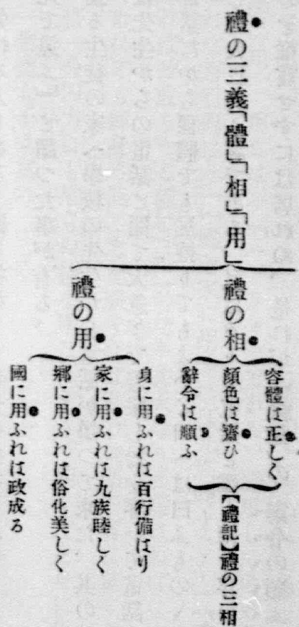


此の形は即ち相で 花を生けて美を飾る

序に『體』『相』『用』の義を一寸申し述べます。大凡物には體と相と用との三義を具して居る、此の花壺にしても即ち然りで、土は其の體で諸君の見らるゝ、事は即ち用であります。是を簡畧に表解致しますれば

禮の體 敬謙の心

〔勸語〕 恭儉己を持し



〔可馬温公〕

〔禮の體〕 教育勸語の御語に就て申しますれば 恭儉持己の四字は即ち禮の體であります、心の中に人を恭ひ己れを謙ると云ふ心が無ければ禮も虚禮に成ります、心の中に敬謙を具してコソ表に本當の〔禮〕が現れて來ます。内に敬謙の心なければ、禮も本體の無い禮と成ります、虚禮とは即ち其の事でありませす。

〔禮の相〕 是れは禮なるものが表に現はれた『スガタ』であります。上の表に示した禮記の三相は頗る要領を得て居ると思ひますが、『容體は正しく』『顏色は齊のひ』の二相は其の文字の通りで明瞭して居る、最後の『辭令順』の一相が意味頗る深ひと思ふ、是は内ち敬謙の本心より自然と流れ出づる言

語が即ち禮の言葉である云ふ意味であります。

小供の玩具に『吹き上げ』と云ふものがある、水の入れてある桶を高い棚の上に置き、其れへ硝子の管を掛けると、其の管の先から水を吹き出す様に出來てある、水は正直なもので水源が低いと水は昇らぬ、水源が高いと管先の水も高く吹き上る、今申して居る『辭令順』も此の原則に外ならぬ、本心に先方を敬ふ念があれば口に現はるゝ言葉も自然に恭敬に叶つて來る。

私は盲人に知己を持つて居る。其の盲人は常に言ふ、『己れが盲人だからとて他人が頭も上げないで挨拶をする、肉眼には見へないが心の眼には其れが能く視へる。又た中には叮嚀に頭を下げて挨拶をして呉れる人もある。同じ挨拶でも口先の挨拶と心から自然と出る挨拶とは盲人でも心に映つる感じが九で違ふ』と謂つた事が有る。

或る生徒の家へ學校の先生から電話が掛つて來た、其の時其の生徒は風呂上りの裸體で有つた、生徒は先生からの電話と聞て大急ぎで着服し袴を穿いて電話室に趣き叮嚀に應答をしたと云ふ事である、電話だから裸體でも尻捲りでもよいと曰へば曰ふものゝ、敬意を具すると具せぬとは、先方に届く感じが大に異ふ譯である、私はタトヒ電話と雖も袴を穿いて先生に應答をした其生徒の心懸の美はしいのを推賞せずには居れぬ、是れが〔禮記〕の辭令の順ふとある心であります。

〔禮の用〕用とはハ『ハタラクキ』である、服用しての效顯である、司馬温公の曰はれた『禮を身に用ふれば百行備はり』『禮を家に用ふれば九族睦まじく』『禮を郷に用ふれば俗化美はしく』『禮を國に用ふれば政成る』と誠に『禮』の功や甚大なりと謂はねばならぬ、彼の六神丸は針の先に留る程の最小粒であれども病身の能く之を服すれば其の效顯や實に驚くべし、禮の字たる亦た然りて、五號活字にすれば一分四方にも足らぬ極小字なれども。能く之を身に用ふれば其の效顯や實に實に大なり、爰を以て 聖徳太子は其の

〔十七憲法〕の第四條に

群卿百僚(官吏)禮を以て本と爲せ其れ民を治むるの本 要は禮に在り、上禮せざれば下齊はず、下禮無ければ以て必ず罪あり、是を以て君臣禮あれば位次亂れず、百姓禮あれば國家自ら治まる。

と出してある、故に吾人は常に長上に對し最も嚴格に『禮』を守らねばならぬ、又た一面同僚に對して最も叮嚀に『禮』を努めねばならぬ、更に進んで受刑者に對しても『禮』を教養せねばならぬ(在監者遵守事項)にも劈頭『官吏に對し柔順を表し禮儀を守る事』とある以上、吾人に對し假初にも無禮な言語を吐き無禮な振舞に出でたる時は容赦なく速に適當の處置に出でねばならぬと思ひます(丁)。

刑罰	無期		十五年以上		十五年未滿		十年以下		五年以下		三年以下		二年以下		一年以下		六月以下		三月以下	
	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合
拘留刑	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
受刑者數	18	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
受刑者年齡	54	54	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

本表樣式改正ノ爲メ舊刑法ノ輕懲役、重懲役、有期徒刑等ハ各相當欄へ合算記入ス

假出獄者期間經過後再入監調(大正二年自七月至十二月) 其一

再犯ノ罪名	放火		文書有價證券偽造		賭博		殺人		傷害		竊盜		強盜		詐欺		恐嚇		橫領		其他	
	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合
假出獄當時罪名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
再入監調	5	5	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
期間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

假出獄者期間經過後再入監調(大正二年自七月至十二月) 其二

再入監調	放火		文書有價證券偽造		賭博		殺人		傷害		竊盜		強盜		詐欺		恐嚇		橫領		其他	
	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合
假出獄時	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
再入監調	5	5	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
期間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

總十綱樺札函沖三鹿宮熊佐大福長高松高德松山廣岡神歌

兒 和

計勝走戸幌館繩池島崎本賀分岡崎知山松島江日島山戶山

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

四 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

六 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

七 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

五 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

五 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

六 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

八 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

七 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

六 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

七 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

奈京大秋山青盛福宮金新岐藤靜名安小長甲字水千前浦橫泉市

古濃 都

長阪郡田形森岡島城澤湯阜所岡屋津菅野府宮戸葉橋和濱鴨谷

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

雜 纂

安濃津地方裁判所長玉置判事は多年非常の熱心を以て刑罰の効果に關する研究を遂げ先きに和歌山地方裁判所長在職中同縣に於ける出獄人の成績に就き有益なる調査の結果を公にせられたるが今復た現在地三重縣下の出獄人の成績を調査し其結果に基き一編の文章を草し同縣下斯民會雜誌に發表せられたるが今回左記の書翰を添へ本會々長に送致せられたり司法官並に司獄官の爲めに好箇の研究資料なるを以て茲に之を収録す唯紙面の都合に依り別表を掲載すること能はざるは甚だ遺憾なり

拜啓愈御清穆被遊大賀之至奉存候

扱和歌山に於て取調しと同様なる免囚一ヶ年後の状態取調は當地赴任後又之れに著手致舊臘完成候別包拜呈候間此瀏覽之榮を得ば幸甚の至に存し申候未だ充分の結果を得ず候故數

字之上に於て確定せる結論を爲すを得ず候得共和歌山同様受刑者が放免後に其執行の外に何等損害を受けざることを否利益を受くることは同様に有之又最も奇異之感爲したるは表中再擧者と稱する再犯様のものど在監中懲罰を受けたるものと其數殆ど相同一なるに至ては大に注目すべきものにして刑の効果を得ざりしと同時に其性質をも知ることを得べきに非ざるやを思ひ申候併て司獄者が濫に懲罰を興へざることをも知るを得べく候而して再犯者は無資力者にあらずして怠惰者に在ることも亦た相一致々申候其他種々所得有之候得共尙は兩三回を重ねるに非れざれば確定致し難く候唯未だ十分せざるは短期刑と長期刑とに再犯の多少に有之和歌山にては短期刑に之れ多きの數を得たるも此表にては左様に不參様被存候併て幾分量刑の資料と爲すの參考には相成事と存候又免囚保護の方法を講ずる上に於て幾分得る所可有之と存候本月始め右に干する著手の序幕として該表に基き素人に適する様の論文相草し縣人に相示し置き申候乍不及或部分丈にても刑期無刑の本旨を達度ものと存候次第に有之申候右拜呈迄得貴意度如此御坐候 謹言

刑餘の人を紹介して斯民會員諸君に至囑す

裁判所は日々幾多の人を訊問し判決し概ね竟に其郷里を離れ其妻子を遠け之れを監獄に投して苦役に服せしむ若し其裁判にして其效果なくんば裁判所は徒らに苦痛を與へ家庭を紊るの場所として己のみ裁判所豈如此冷酷峻酸のものならんや鬼手佛心以て世を濟はんとするに在るなり是れ予か免囚一ヶ年後の取調を爲し以て刑の効果を諸君に紹介せんとする所以なり

若し醫師にして病者を診察し處方箋を交付し病院に入れたる後其病者を顧みざるものあらは其醫師は其職に忠なるものと云ふへきか我裁判所の刑事事件に對し事案の表裏を視被告人の辯解を咀嚼し其事案を斷し其各自の性行に考へ境遇に察し或は之れか執行を猶豫し或は之れに刑の執行を命することあり其審理判決に於ては當今殆餘濫なきものゝ如く以て他に誇るに足るものあり然れども其執行せしめたる刑か如何なる効果を被告に與へたるか社會か如何に之れを遇したるやに至ては予の寡聞未だ十分之れか取調を爲したるものあるを知らず（執行猶豫に付ては其取調あるも）是恰も入院後の患者の豫後を顧みざる醫師に似たるものあり是其職に忠にして又其職分を全ふしたるものと云ふを得ざるへし抑も囚徒を一定の場所に拘置し服役或は屏居せしむることは何れの邦を問はず幾百年前より之を馴致

し今尙ほ之れを行へるを以て其當否は暫く之れを措き其監獄生活なるものは放免後如何の影響を囚人に與ふるやを考へざるを得ず哀矜獄を折むとは二千年前東洋人の己に唱導する所なり二十世紀の今日に生れ之を其職に受くるもの焉と哀愁憫憐の情を以て刑餘の人を見己に爲したる判決の當否を反省熟慮し夙夜兢兢々虎尾を踏み春水を渉るの思を爲さざるべけんや夫れ刑の目的は其説く所多岐なるも要するに犯罪者を懲戒し之れに傲ふものを威嚇し其豫防を爲し併せて以て社會の秩序を維持するに在り故に一度此目的を達したりとせば其囚人は社會に對して清白の一員なり己に其一員となりたるなり則ち其刑は正に能く其效を奏したりしや若し之れを奏したりとせば其刑は餘毒を其者に貽さしや宜しく先づ之れを審窮すへきなり而して其悔悟と否とを驗するは被告か公廷に於けるの陳辯は以て其眞を認むるを得ず又其監獄に於ける謹慎の狀あるは又深く信するを得ず猛虎も檻に投せらるれば尾を搖し耳を垂れて食を求む故に予れば其釋放されたる囚人か殆ど其在監の餘情を留めず且社會に相交り相馴れ自由の境涯にあること一ヶ年を以て其内的外的の狀態を觀察するに適當なりと信し其取調を一ヶ年後と爲したるなり又以て其幾分を知るに庶幾らんか材料を新刑法實施後の處刑人に採りたるを以て人員甚多からず年所又久しからざるを以て完全のものを得るを得ず唯其一斑を示すに過ぎざるのみ則ち別表示す所の如し聊其一部に付き數字を摘記せんとす

第一 出監者狀態
一 身體健全

取調人員五百五十六人中出監後健康となりたるもの二十一入出監前後共健康なるもの三百四十六人
不健康となりたるもの三十六人にして出監前後共不健康のもの十三人なり（曩に和歌山管内に取調
たるごきも亦類似の結果を得たり）即ち刑の執行か其身軀に損害を與へざりしことを知るに足る

二 職業の狀態

(い) 職業の得喪

前示人員中出監後職業を得たるもの二十一人喪たるものは八人入監前後共有するものは四百八十
四人前後共有せざるもの五人是亦た其職業に影響を與へざるのならず却て新に職を得たるもの二
十一人を得るに至ては刑の効果を得たるものと謂つべし之れを犯罪種別に徴するに竊盜五人詐欺
二人横領二人賭博五人傷害一人贖物故買一人文書偽造行使一人恐喝三人あり強盜、殺人、脅迫、
不法監禁に之れを認めず

(ろ) 職業の勤怠

出獄後勤勉のもの二百人怠惰十二人同様のもの八十三人前後共怠惰のもの九十八人なり業務に勤

勉するに至りたるもの全數の半に至るに及では其刑又効果ありと謂つべし然れども又其怠惰の入
監前後共同一のもの九十八人に至ては又少しとせず注意を要すべきものとす犯罪の動機素因は貧
に在りと云ふものあり富にありと云ふものあり又之れを否とするものあり諸説紛々たるも予の見
る所に於ては其業務に勤勉ならざるより起るもの多きに居る其業に怠惰なるものは諸事直實と忠
信とを缺き利己放縱虛榮、無氣力等の惡徳を生し遂に犯行を再するに至る次に示す本表の再舉の
項に見ても亦た之れを知るを得へし

(は) 収入の増減

出獄後増したるもの百九十五人減したるもの五十三人入獄前後同一のもの百五十四人なり是れ亦
た入監の爲め収入に損害を生せざるを見るのみならず其増加したるもの殆全數の半に及びたるは
刑の効果を得たるを知るべし収入の増加は向上心を生し向上心は企望を生し企望は勤勉の心を生
す已に此一路に上る又犯行を敢てするものなきに至るべし如何の種類如何なる刑期か多く之れを
生したるやは表に於て之れを知るを得べし

三 郷黨に於ける狀態

擯斥を受くるもの二十四人普通なるもの二百九十三人郷黨亦た能く刑餘の人を容るゝを見る渠等の

監獄に在る嚴峻なる規律の下に在て眠食言動し以て勞役に服す已に桎梏を免れて其郷黨に歸る其悅知るべきなり而して其郷里に歸るや郷黨之れを擯斥し之れを冷遇す郷黨又た一の監獄と化するなり渠等何れの地に慰安を求むべきや否何處にパンを求むべきや儒者は自棄し強者は他郷に走りて遂に前犯よりも尙ほ強烈の行爲を敢てするに至る郷黨の免囚に對する關係亦た至大なりと謂ふべし然るに本表に據れば其排斥を受けざるもの半數に上る宜なり其勤勉者を多くし收入を殖すに至る亦た之れに因するものと謂つべきなり

四 歸住地

本取調人員中其歸郷後及び出獄後直ちに行衛不明となりたるもの百十二人縣外移住したるもの十人なり是郷黨の排斥に堪へざるか羞耻の念然るに至るか又一の奮發心を起したるか之れを知るを得ざるも是等眞に寒心すべき徒にして先づ刑は其效果を得ざりしと云ふを得べし要する是等を郷里に安せしむるの策は又再犯者を減し安寧を維持するの一端なり

五 死亡

出獄後死亡したるもの男十四人女三人なり何に原因したるかを審にするを得ざるも其數に於て多からず其服役に起因したるや否之れを知るを得ざるも善意に解するを以て其當を得たるものとせんか

以上出監者に對する状態及結果なり則ち裁判所判決は人に痛苦を與ふるのみに止まらず其之れを利益する尠少にあらざることを知るに於て十分の證左を舉得たるものと信す

第二 入監者の状態

- 一 入監者の貫屬に就て當地方裁判所管内三市十五郡に區別するに人口に對する百分比を見れば四日南市(九厘四毛)最多にして津市多氣郡(六厘六毛)宇治山田市(六厘四毛)之れに次ぎ多賀郡(五厘六毛)又之れに次ぎ桑名郡(二厘五毛)南牟婁郡(二厘三毛)之れを最少とす
- 二 罪質に就ては竊盜一九二、詐欺八四、横領六七、賭博七一、賭場開帳圖利二、姦通四、強姦一猥褻一、墮胎一三、傷害一九、贓物故買六、贓物牙保二、文書偽造行使二二、恐喝一九、森林竊盜一二、強盜三、殺人一〇、脅迫五、不法監禁三、偽證五、誣告一、建造物毀棄一、水利妨害一、飲料水汚毒一、郵便法違反一、市町村會議員選舉罰則違反一、銃砲火藥類取締規則違反一、徵兵令違反二、娼妓取締規則違反一、竊盜最多詐欺之れに次ぎ賭博之れに次其他別に異りたることなきも殺人の十墮胎十三と云ふに至ては一種の感なしとせす

三 年齢

犯時の年齢は別表の如く三十歳以上四十歳未満は最多にして二十歳以上二十五歳未満之れに次ぎ四

十歳以上五十歳未満之れに次ぎ五十歳以上六十歳未満之れに次ぎ十八歳以上二十歳未満之れに次ぎ十六歳以上十八歳未満之れに次ぎ六十歳以上は之れに次ぎ十六歳未満は之れなし予曾て大阪區裁判所管内の犯罪年齢を取調たることあり其數又之れと同様の比例數を出せり人間の犯時は概して二十歳以上五十歳未満にして其最旺盛時は三十歳以上四十歳未満にあるものゝ如し又以て人間の活動期を知るに足る十六歳未満の犯罪者なきは檢擧を爲さざるに或るやも知れざるも幾分不養孤兒の少きを知るへし

罪質に據て見るに竊盜は十七歳以上に始まり六十歳以上に至り詐欺は二十五歳以上に始まりて六十歳以上に至り賭博は二十五歳以上に始まり六十歳以上に至る予曾て此犯の年齢を取調たることありしか該犯は少年に少く中老年人に多し是れ食慾肉慾に關せず心的誤樂に屬するものなるを以て然るものか其他傷害は十六歳に始まり四十五歳に終る傷害罪の刑期は又以て參考とするに足る其他少數にして之れを擧ぐるに足らず

四 資力

勞力に因る年收百二十圓以上のもの百九十一人百八十圓以上のもの百九人二百四十圓以上のもの五十九人三百六十圓以下のもの二十一人三百六十圓以上のもの九人皆無のもの十六人とす材料に供さ

れたる人員少數なるを以て未だ俄に斷定するを得ざるべきも其貧困者の多きを知るへし而して我邦貧民の標準に就ては未だ十分の調査なく英國東部倫敦に於ける細民の準を以て之れを律すべからざるを以て之れを引例するを得ざるも前記の如きは我邦に於ては之れを細民と目せざるを得ず如此細民のみに對し刑を料し居るものなるを以て犯罪者を是等の者に限ると爲すを得ざるも若し是等の者に多しとせば之れを救濟する方法又なきに非ず即ち各部落に於て幾分之れか保護を爲すに在り之れを其各歸住地に於て救濟保護するを得は或は幾分の減少を見るを得んか犯罪は貧困にのみ原因せざることには已に學者の述ふる所なるも此調査に於ては細民に多きを見るへし

五 身分

犯者の身分は家長者二百八十一人最多く配偶者又は子あるもの二百四人獨身者百三十六人家族三人以上のもの二百四人にして其れ以上のもの百十人あり家長尤多きは生活難との感を懷かざるに非ざるも獨身者百三十六人あるに至ては又之れを以て律するを得ず要するに此項尙年度を重て調査するに非ざれば斷定を爲すを得ず

以上は此調査表に據れる犯罪者の資質内容なりとす

再擧

茲に再擧の字を用ひたるは累犯者は勿論非行の爲め警察の訓戒を受くるもの犯罪を検擧され未だ確定せざるものをも指摘せるなり是雜糅なる如きも一度受けたる刑に對し懲戒の効十分ならざりしを認むべきに付き殊に此種のものを取調へ此名稱を付したるなり然れども累犯者の外は總數の五分の一に過ぎず

再擧者は犯者總數五百五十六人中七十九人を出し内六人は女子なり是刑の量定其宜を得ざりしか犯者の內的に變化を來したるか外的事情の爲め茲に至りたるか今審に之れを知るを得ざるも要するに刑は十分其効果を得ざりしものなり在監中懲罰を受けたる人員數が再擧者の數と相近きは又以て司獄者が在監者を遇するに其道を以てするの一斑を窺ふに足れり

罪質に別ては竊盜三二、詐欺一三、横領六、賭博一九、傷害三、文書偽造行使一、銃砲火藥類取締規則違反一

身體の健否に就ては出獄前後其健康なりしもの五十六人にして最多とす職業の有無に就ては出獄前後共之れを有するものに於て六十四人を最多とし職業勤惰に就て出獄前後共怠惰なるもの三十二人を最多とす是必然の理なるも出獄後勤勉となりたるもの二十三人を出したるは稍奇異の感あり家庭に就て見るに家長なるもの四十人にして最多、配偶又は子あるもの三十五人ありて之れに次ぎ

獨身者の三十二人又之れに次げり交際に於ては普通の交際を受くるもの五十五人に排斥を受くるもの七人なり然るに總數に於て普通交際を受くるもの三百九十三人にして排斥を受くるもの二十四人なり此比例よりせば排斥を受くるもの、累犯者を出す多き又以て知るに足る累犯者を出す否とは卿黨の庇護如何に據る多しとす

以上は明治四十一年十月以後の受刑者にして同四十四年中安津監獄同分監を出獄したるものに就て取調たる結果なるを以て真に其一斑を知るに過ぎざるも予か曩に和歌山縣に於て是れと同様の取調を爲したることありしか稍、相近きの數字を得たるを以て之れを以て全豹を窺ふに足るものと信す然らば我三重縣下に於けるの出獄者の状態及受刑者の模様も亦た之れを知るを得へし則ち先づ其病源は殆ど之れを知るを得たり然らば之れを治療する方法如何裁判所に一任すへきか幾分の効果は已に之れを認めたるも未だ以て全能と云ふを得ず監獄か又之れ其一部分を救ふに過ぎず衣食を足らさんか衣食足て禮節を知らざるもの多し普國マイヤー氏の統計に據るに穀價昂騰の時偷盜罪多く穀價安廉の時猥褻淫罪多しと宜なり「成金」に閨門治らざるの徒輩多きを然らば僧侶如何全國五六の大徳を除くの外人を感化するの徳あるもの殆ど稀なり其俗惡醜陋言語に絶するもの多し神官は如何未だ以て十分宗教として感化を爲し得べきを認め得ず道學先生は如何言正しく行端し措哉經々獨り自ら清するのみ聖

實の偶像の如し偶像又何をか爲さん然れば如何已むことなくば其れ教育が教育も亦家庭と相聯絡し能く人道を教ゆるに在り今や時勢已に去りたるも尙十五六年前に士族の子弟に犯罪者少なく新平民の子弟に犯罪者多かりし士族と新平民と其原始に於て何の差ありしぞ一は多年の教養に涵養されたる一は無教育慘忍中に生育されたるに是れ頼る教の忽諾にすべからざるや又大也然れども是百年の長計なり今也播擗するものあり吐瀉するものあり熱の四十度に昇るものあり脂肪過多、羸瘠柴立のもの累累前に横る悠々大學を舟中に講するの時に非ず教育は其大本なりと雖も今日の勢以上の諸種の者は同心協力して之れに當らざるべからず各自己の長に誇つて之れを偏癡すべからず夫れ犯罪は社會の疾病なり疾病は其四肢五官に於て其全力を擧て協同之れを保護せざるべからず然は其之れを行ふの方法如何則ち郷黨に於ける各種の主腦者か協力し克く之れを養ひ克く之れを教ゆるに在り而して主として其任に膺るの人は則ち斯民會員其人に待たざるを得ず天下の大よりの之れを觀れば犯罪者頗る夥多なるも其之れを市町に之れを郡に之を村に之れを家に制限するに至ては其數極めて寡少にして其之れを保護するも亦た周到なるを得べし夫感化院保護院の制又已むを得ざるものなり然れども是れ大都市に於て必要なるもの予又別に説あり我縣下に於て最多き小市街小村落の犯罪者の感化及其豫防法に至ては斯民會員の保護に待つを簡にして且其效を得へきものと信す徳あり學あり財あるの諸君願くは一匙の

金丹を惜むることなく一は以て病者を蘇生せしめ一は以て健者をして疾病に罹らしめざらんことを教養保兜已に如此にして尙ほ狼戾暴横の徒を生ずるあれば裁判所茲に在り以て最後の鐵案を下すに躊躇せず蓋し不得已なり嗚呼刑は刑無きに期すとは二千年前東洋人の驕語ならんや至囑々々

又 新 日 乘

河 野 東 籬

大正三年一月

◎藥よりは米、二日海員掖濟會大阪出張所主任河野孝次郎氏に會し、談偶々慈善救濟の事に及ぶ、氏は醫學博士佐多愛彦氏の説なりとて傳へて曰く、濟生會の治療所を擔當して居る人の話に依つて見れば、其擔當せる治療所へ治療を受けに来る人には、濟生會の規定に據つて、無論藥を授ける、藥を授けるは宜いが、段々聞て見れば、其日に喰ふことが出来ない、粥も噎れぬと云ふ者が多いのである、さう云ふ人間に藥をやつて見たところで到底藥の働きが無い、藥の働きと云ふものは其體力を藉りて病氣を壓迫すると云ふことが藥の主眼である、我々は體力自然の働き以上のことは出来ない、人間の

體質の力を藥に由つて強めると云ふことは出来ない、その主腦力たる體質が弱くなつて居るもの、即ち飯も喰はずして體質の弱はつて居る者を捉へて、その體質を藉りて働くべき藥を與へても何にもならぬ、夫れ故に是等の者に向つては一日の藥を投するよりは、一升の米を與へた方が餘程功德になるとの説である、この説は特り肉體上の治療として適切なるのみならず、精神上の治療も亦此の方針にて、所謂折伏よりも攝受を先きにし、且つ之れに多くの力を加ふること必要ならん。

◎慰安の道、四日大阪監獄教務主任高安博道氏と會談中。氏は人に慰安を與ふるの道に就て語りて曰く心配して居る人に、心配をやめなさいと言つても、その心配は止められるものではない、悲しんで居る人に、そのやうに悲むべきものではないと言つた所で、その悲みは已むものではない。それよりは、悲しんで居る人に對しては、その悲しき事を共に悲み、心配して居る人に對しては、その心配せる事を共に憂へてやる事が、その人の慰安となるのである。余も從來斯く感じつゝありしが、氏の談を聞いて、愈余の所感の妄ならざりしを覺知するを得たり、世間の例として、人の子を亡ひし所に悔みに行き、子供は多くあるゆゑ一人位亡くなりしとて、是れ迄の約束事として諦めなさいと言ふ人あるも、それにて果して諦め得らるゝものならんや。或は人の憂慮せる所に見舞に行き、心配は身體の毒であるゆゑ、心配は御無用であると言ふ人あるも、斯く言はれたとて争でか其心憂を去り得る

ものならんや。是れ實に人情を解せざるの言なり、慰安は他の同情に依つて始めて得らる、同情とは當人と其感情を同ふするものを云ふ、憂ある人に對して憂は不可なりと言ふは同情にはあらざるなり悲む所の人に對して悲む可らずと制するは同情にあらざるなり、同情に非らざる語は喑々之を繰り返へすも、毫も慰安の効なかるべし、一言たりとも眞實同情の言たらば聞く人必ず慰安を得べし、齟齬せる在監人の心情を和げんと欲せば、應に其齟齬し來れる事情を尋ねて、之れに一片の同情を寄すべし、悲觀に沈める囚人の心機を轉せんと欲せば、亦應に其悲觀の由て生ずる事情を糺して、之れに一言の同情を吐くべし、その同情の一言必ずや彼等の齟齬を散じ、悲觀を解くの妙用、著しきものあるを期するを得べし。

◎出獄者の法喜、市谷監獄より假出獄に依り出獄せし某の、昨年末余に寄せたる信書、今六日出動して更に之を閲するに、その真心より喜悅の情紙上に填充せり、而も其の喜が佛徳感荷の情より溢れ出でたるものなるを察して一層隨喜の感に堪へず、茲に其信書の一節を録す。

歸宅後は世間の入々に顔を合はす事、何さなく異様の感に有之候處、案外にも有志諸君よりの同情厚き訪問を受け、蘇生の思致候へ共其數懶惰の情に不堪候、將來は細心注意致し必ず前轍を履む間數候、先月の八日は終生忘るべからる紀念日にて本月の八日も誠に空しく一日を費すの残念に考へ居候處、御承知の如く、十二月八日は一切衆生の心の親である御釋迦様が、世の凡てのものに常

なきもので、又一切のものは私すべきものでない、恐るべきは業なり、勤むべきは道なり、盡すべきは汝が稟けたる天職なりと、御悟りあらせられたる尊き紀念日と、先月自分事假出獄と相成候日と、不計一致致すは、益々如來の御仁惠によるものと適切に相感じ居候處、偶々去る七日午後六時より翌八日に亘り、淺草公園佛敎青年傳道會に於て、第三回成道會の徹夜傳道の催さるゝを承り、是れ思出多き八日を有益に過すべき幸機會と、欣喜雀躍當日は兩親の許可を受け、同所へ出席、徹夜御高僧方の御法談を拜聴し、翌八日の曉天、釋尊御成道の時を紀念し、曉の明星を拜し一同堂前に整列、觀音經を讀誦し終て、午前六時無事散會、直に歸宅仕候、實に近頃になき愉快と有益なる修養仕候、殊に同夜靜園の目置禪師が、南條文雄先生の祝宴に御列席の歸途、此處に御立寄被遊、座禪の形を參會者一同へ懇ろに御示し被遊候杯は珍敷且つ難有拜見仕候

右は當人が當夜の愉快。而も高潔なる快感の胸裏より溢れ出でしもの其儘を、報道し來りしものにて東京繁華の中心たる日本橋濱町の如き華奢の地に歸住せる者の行動として之を察すれば、如何にも殊勝に感ぜざるを得ず當人は特に信仰の厚き者とは云ふを得ざるも、佛敎尊奉の念ありて、佛敎の教旨に由りて自己從來の行爲を反省し、將來も亦教旨に基きて行爲を正しくせんとする志篤き者なることは、在監中より之を認め居りしが、右の通信に由つて出獄後も其思想の變せざるを證すると共に、その行爲が法喜に依て活動しつゝあるを察し來れば、隨喜の情彌増なるを禁する能はず。

説
林

●道徳政策と迷信

吾思想界に於て、明治維新以來、最も、強く努力せしものは、迷信の排除である、之がために、多少の幸福を唱せし事は、疑もない事であるけれど、これが爲、不利益をうけしことも少くない。これ、大に注目すべき問題である。苟も、人心を開發し、國運の隆盛をはからんとするに、國民心理を研究し、之を有益に利用することを忘れてはならない。徳川時代に於ける政治家が迷信を利用して、治國の具せしことは、蔽ふべからざる事實である。然るに維新以來、つとめて迷信を排除せし爲思想界は多少清潔になつたけれども之がため幾下か世道人心に利益を興へしかば研究を要すべきものであらう。

迷信と科學とは、兩立の出来ないものであるけれども科學の源理の根源に溯れば一種の迷信、(シニューパシユエティシヨシ)若くは、神祕主義(ミステイシズム)と、相去ること遠くなく、寧ろ、接觸するかもしれないのである。此に於て、宗教も成り立ち、文學美術も成りたつのみならず、法制もこれを參照し、ために、風俗習慣も定まり民心を維持することが、出来るのである。人生から、神祕主

義、もしくは迷信的分子を、悉く、排除したならば、國民は、恐いもの知らずとなつて、之を、統治することが、難いのである。故に自分は、不合理の迷信を、排除するけれども、大宗教、もしくは、大文學の奥に流れて居る、神祕的要分に付ては、敢て、排除する必要がないと思ふのである。たゞ、孔子の、天なる思想の如きは、哲學上、幽妙なるのみならず、宗教的に之を見ても、文學的に之を見ても、實に、無限の味がある。故に、嗚呼天なり命なりと悟れば、心の平和を保ち、幸福なる生涯を、送ることが出来る。之に反して、單に、人間の五體を分析して何々の元素より成りたつと説明しても、吾々に、安心立命を、與ふることが出来ない、それ故、古來、迷信の弊害ある如く、科學萬能主義も、人間に不安の狀態を與ふる一原因にして、近頃に於ける思想界の危險分子は、恐らく、科學萬能主義の影響であらうと、いつてもよいと思はれる。無論、迷信の害あるものは排除せなければならぬ。たゞ、夫婦喧嘩をして其原因を合性の悪しきに歸し、或は、病人のあるを以て、家相のあしきに歸し、其他、十九は厄年であるとか、丙午の女は、夫を食い殺すとか、いふ如き類の迷信は、人間をして不幸ならしむる外、何んの利益がないものであるから、科學的に、迷信の根底なきを、證明して、人類を、不平より救はねばならぬと思ふ。

されど、迷信にして、道徳の方便となるものは、敢て排除する必要がない。古人が、由らしむべし、知らしむべからずと、言ひしは、全く、國民の、懐く智識の程度如何によりて、之を統御する必要を、

知らしめたるに外ならず信ず。之と同じく、一國內に行はるゝ迷信、もしくは、神秘的思想にして、世道人心に害のなきものは、之を黙許するも、不可なきのみならず、之等の手段によりて道徳を興せしむることが出来るかも知れない次第である。たとへば、徳川時代に於て、罰のあたるといふことを國民は信じて居られた。平民文學の文句に、主を殺した天罰に、如何に、如何に、忠君の思想を、強からしめたかは、想像に餘りある。即ち、人は、天罰を恐るゝ間は、わろいことの出来るものでないけれども、天罰など、あらう苦がないと乾燥無味に、考へるやうになつて来ては、危険千萬である。恰も、神は、到る所にあると、信せられてこそ、陰徳が行はれるのであると、同じことである。又、親を土足にかくれば不孝の罰が、たらごころに報いて、膝行になるといふ如き、一種の迷信が行はれる間は、親を粗末にする氣にはならぬが、親が勝手に、子を作つたのであるといふ如き、皮肉なる分解的思想が、行はれて、孝道が衰へることとなるのは、當然である。なほ夫婦の愛に於ても、薄情なる行なすれば、人の怨が、恐ろしいと思はれる時代に一種の道徳的制裁が、心に行はれて、不貞不義の消滅するといけれども、人間は、肉體が死すれば、従つて、靈魂も消滅するとい、恰も、林間に生ずる菌類が、朝に現れて、夕にたふるゝか如く、考へる時には、義理も、人情も、なくなるのである。東京にお岩給荷といふ社がある。其由来を聞くに、不義理な夫に逆待され

て、難縁の身となつた時、お岩なる婦人の妾念が、或は人となり

て、現はれ、或は物となりて、現はれ、之がため、人心が、恐怖の念を起したといふことが、縁起であるやうな。いづれにしても、人には、幽霊のあることを、信する時代に於ては、非理非道のことばは出来ないものであらうと信ずる。

歐羅巴に於てもシェークスピアのハムレットに於ける如く、幽霊の出づるを、或は然らんと是認する間は不善をなしたものは、末恐ろしいと感ずるにちがひがないけれども、唯物論的に、靈魂も、何もないことを、信するやうになつては人の死するも、時計のこはれたもの、大差のないことになつて、勢ひ、人に怨まるゝも悪まるゝも、將た、のるはるゝも、何と思はなくなるのである。此に於て、吾々の實際生活上、満足を興ふることが、出来なくなる。そこで、文學者は之を補はんが爲、迷信を利用して、人の怨や、幽霊になつて出そうであることを認めて、小説、又は、脚本を作つたことが、多いと思はれる。彼の佐倉宗五郎が、磔刑になつた時、其の心の中や如何ならんと想像して、作者が、脚本を作つたのが、今日まで存して、宗五郎の靈魂が、堀田家に祟るとしてある。無論迷信に違ひないけれども、彼宗五は、かくも、切に感じたのであらうと、想像が出来る。人間は、さておいて、動物でも、逆待しないのは、其の怨の恐ろしいからでありませう、わが俗間に於て猫の怨は、八代たいるといふ如き迷信は、鍋島家の猫騒動などを芝居で見ても、恐ろしく感じた結果であらう。されば、かくの如き迷信は、人は殘忍なことをしないもの、酷薄なことをほしないものといふ、道徳上の戒をな

るけれども、更に、害のあることを認めない。

右の如く、迷信には、病氣の時、薬を飲まぬといふ如きものや、或は、牛糞が妙薬になるといふ如き事柄や、或は、難縁の如き、非論理的のものは、悪しき迷信なれば、絕對に、之を排除し、科學的に、其の不合理的なることを、説明せなければならぬけれども、善因には善報ある如き事柄や、若しくは、罪惡を免せば、いつしか、天罰の至るものである如き事柄や、或は正しきものゝ怨は、決して、悪人を、永遠に懲らしめないといふ如き觀念は、一種の神秘的思想に屬するものにして、あながち、科學と、相反するといはれない。故に、道徳政策として、利あつて善なき迷信は、殊更排除する必要がない。近頃の科學は神も佛もないことを證明するものにして、人間生活の内容を稀薄ならしむるものである。従つて現今の人間は、何を恐るゝかといへば、先づ、米櫃のからになることを恐るゝか、否らざれば、法律上の制裁を受けて、肉體に苦痛の感ずることを、恐るゝの外、地獄も恐れず、極樂も樂します、只目前の利害のみを考へて精神的内部の工夫を、輕んずる風がある。これ、今日の社會が墮落した重なる原因であらうと思はれる。本來、迷信的事柄は、孰れ世にも、存するものであつて、内容に、撲滅の出来ぬものである。明治維新以來、約五十年間迷信を排除せんとしたけれども、縁

談に於て、十日をきらふ如き、無意義の迷信すら、撲滅することが出来ないで、多くの人々は、これが支配を受けて居るそののみならず、近來は、生活難の結果として、不如意の原因を、迷信的の

のに求めて、遂に、易者が流行したり、家相方位を見るものが増したり、甚しきは、姓名學の如きものすら行はるゝやうになつて來た。然し之等の迷信が、社會に害毒を流行せし實例は少くない。肆ち、或商店の小僧は、其の名が、姓名學上、出世せざるものと聞いて、齋齎して、自暴自棄となつたといふ如きことがある。其他、淫祠邪神が、文明の今日、却つて盛んならんとすつゝあるは、人類の弱點を示すものにして、識者の考察を要すべきものである。

要するに、自分は道徳制裁の立場よりして、道徳上の方便として多少にても價値のある、神秘的な、迷信は、黙許することには、養成なれども文明の發達進歩を妨げんとする迷信、及、神秘的な、談を囁らして、之を撲滅せねばなるまいと思ふ。然るに、本來の科學は、むしろ、道徳上實行の方便として、必要な迷信を撲滅する効果がある。あつたけれども、却つて、道徳上、有害なる迷信を見逃がすのみならず、之を進撃することを、努めぬやうである。之れ、恐ろしく社會の識者が、社會人心を、統治する方法として、迷信の選擇を行ひ、取捨することを、なさなかつた爲め、取るべきものを捨て、すべきものを取つたやうな、結果となつたので、今日、其の遺憾とする次第である。三輪田元道氏講演倫理講義集(所載)

寄書

累犯者の轉地療養説

眞趣齋學人

突飛なる問題を提げ來りたる爲め讀者は定めて奇異の感想に打たるゝならんか説明は至極簡單であり彼の脚氣患者は生れ故郷の地を踏めば特效ありと云ひ肺結核患者は海濱の空氣か宜ひと評すれば犯罪と云ふ一種か病的素因を有する者も此理法を應用して効果のありそうなるものであると吾曹か平素の信念である試に思へ累犯出獄人か地理人情不案内なる土地に到る時は悪行爲を逞ふするに躊躇することは事實にして周圍の事情餘儀なき自然の結果を生ずるにあらざるや悪しく評せば便宜か惡ひからと云ふを得るも好く之を觀察すれば良民の仲に伍し舊惡を知らぬ土地にあつては自ら慎の精

神を惹起し人並の交際を受くるに從ひ人耻かしき根性を發揮し漸く善良に赴くことあるは吾曹の往々見聞する所にして彼等累犯者も亦自ら語る處なりとす吾曹は之を稱して甲種の轉地療養と云ふ以下聊か轉地療養の方法に付説明を試みむとす甲種轉地療養之は全く風俗人情を異にする遠隔の土地にては其効果を望むこと六ツかしからん假令は東北の人を九州に遣るこか中國の人を關東に送るとか云ふ風に言語か滑に通せず仕事振か相違する時は勞して益なき事か多いものである又一面には往復の費用にも多大の關係かある吾曹の考案にては全國を大約各控訴院管轄區域に區劃し此區域内に在る各出獄人保護會は互に氣脈を通し置き改善不能の疑ある人物を相互交換して之を矯正保護するの趣旨である例せば廣島の者を岡山又は山口、島根にと云ふ風に或は又逆に轉々移送したならばよいので彼等の多くか獨身生活で妻子なく住家なきか第一移轉し易く又係累なき經歷を有して

居る之等の事は平時彼等の胸中にも書きつゝある事柄なるも何分知らぬ他郷とありては目的なしに踏み出すことは彼等に取りては勇氣の出ぬ所でありは幸に保護會と云ふ假の親かあり旅費まで工面して出發が出来ることすれば是れ程有り難きことは復と世にあるものでない感じを與へる只主管者指導宜しきを得ると否とか成功と失敗の分岐點である一つ斷行して見給へ必ず佳良の成績を得るに相違ない

乙種轉地療養とは是れ亦吾曹に取りては興味ある問題と思ふて居る其説如何となれば各監獄には平時戒護檢束上必ずや持て餘しつゝある數人の惡漢無頼の徒ありて嚴威ある法規を無視し惡影響を他囚に及ぼし當局者を手固摺らしむる凶漢が居る彼れ曰く自分は再三再四當監獄に出入して大方の官吏より愛想を盡かされ何某は惡人なりと評判を立てられ居るからには自分か仕た事は針程の事も棒の様に申告され周圍より惡視されては立つ瀬

がない好しむば少々の善事を爲しても自分の所作は惡しく認められると云ふ振り合故一層のこと破れかおれ思ふ存分に太く短く此世を暮すより外はありませんと其言や自暴自棄にして濟度し難しとは云へ亦憐むべきにあらざるや且つ夫れ今日の監獄官吏として立つ者が囚人の舊惡を執念深く強記して終始惡視すると云ふが如きは道理上あるべからざる事なるも其處が人は感情の動物にして一旦深く腦裡に印象を彫み込むときは忘れんとして忘れ得ざるは無理からぬ事にして我れ忘るゝも彼れ忘れ得ず物に觸れ事に應じて狂暴の態度を現すとせば如何に耐忍強き戒護官吏も見限らざるを得ざる破目と爲るは自然の數なりとす

此時此際敍上の轉地療養の方法を以て同一控訴院管内に屬する各監獄は豫て申合せを爲し置き一ヶ年内數人を限り互に交換するの手續を爲し本省亦之を認容して移監の報告に留め典獄をして運用の自由を得せしめは一は以て囚情の靜謐を保し行刑

の効果を全からしむる而已ならず改善不能者も轉地の爲め心機を一轉し昔日の虎は今日の猫に變し甲監獄の無頼漢は乙監獄の良囚とならば個人に與ふる恩恵と國家に收むる利益は莫大なるものあらんこと論より證據は甲監獄にて持て餘し控訴確定引取の際特別の依頼に依り其儘留置きたる指目の囚人が乙監獄にては何等情苦を訴へず如法從順に服役しつゝあるの例は決して珍らしからず等と類例を同ふする事實は多々枚擧するに遑あらず吾曹の言を俟たずして監獄に經驗ある大方の君士は夙に諒知せらるゝ所にして一點疑の餘地なき所たり問題は斷行するに否とにあり司法の當局能く之を認容し得るや

以上敘述したる所に據り吾曹の所謂甲乙兩種の累犯者轉地療養説は大畧讀者に紹介し得られたらむ然るに之を難する者或は言はん今日行刑上執る處の方針著々として進歩改良せられ類別收容制度に依り黑白薰蕕區別せらるゝの時に於て無要の手段

なりと吾曹亦難者の言ふ事實を知得ず併しながら法規を以て區別せらるゝ者は刑期の長短或は犯數の多寡を標準とせざるべからずして吾曹の言ふ所は同一刑期又は同一犯數を有する者の内人格細別の趣旨に外ならず彼の類別制度とは全く別種とす一言を加へて讀者の注意を惹く(一月雪日廣陵衣波江畔官舎に於て之を記す)

改悛の有無判定の標準

菊屋 哲公

監獄に於ける行刑の目的は「人格の改造」といふより外はあるまい。然るに動もすれば作業の成績と反則の減少とに重きを措いて。改心出獄者の多少は何でもない様に思はるゝ嫌ひがありはしないか。ないならば結構であるが、あるとすれば目的と手段の轉倒である。吾人と雖も作業の好成绩を望む。反則の絶無を望む。其望む所以のものは人

格改良の一手段として望むのである。故に夫等の成績の善良なるはやがて改心出獄者の多いといふ材料とはなり得る。然れども獄中に在ての行狀謹慎者も作業勉勵者も出獄すれば直に再犯者となるものは頗る多い。是即ち管中の小蛇管中を逸すれば曲折展轉決して直正ならざると同一である。彼等は外形的善良囚にして内心的善良囚たるものが少いからである。作業や行狀の方面のみに腐心して精神的方面を闕却するの弊は。根本的に行刑の基礎を破壊するものである事は申す迄もあるまい。

由來無形の精神的良否を視察するの困難なるは敢て罪囚のみではないが。殊に執拗頑冥なる犯罪者の心理状態に至りては窺測し易からざるものがあるのであるから。作業の成績を數字で計算したり行狀の良否を耳目で視察したりする如くには觀察する譯に行かぬ。そこで勘査の場合でも作業勉勵行狀善良と査定するには寸毫の間違ひないのであ

るが改悛の念の有無に至つては必ずしも正鵠を得る事が六ヶ敷い。故に甲者は改悛者と見るものを乙者は偽善と見る事が多い。多くの監獄當局者は果して何を標準として改悛の有無を斷定しつゝありや。人情として作業の精勵者行狀の善良者をば直ちに改悛の念のあるものとし易い。然れども彼の有賞者が必ずしも改悛者でないのを見ても外形と内心が多く混同され易い事を認め得るのである。凡そ作業と行狀に就て考ふるに左の四種類がある。

- 一、作業不勉行狀亦不良のもの
- 二、作業勉勵なるも行狀不良のもの
- 三、行狀善良なるも作業不勉のもの
- 四、行狀善良作業亦勉勵なるもの

右の中一と四とは善惡の極端にして何人とも雖も區別するに混雜はないが。二と三とは何れも鼠色で團扇の擧げ難いものである。が就中作業は不勉でも行狀の善良なる方が聊か勝れりと見て上位に置

いた次第である。今此最上位になる四と最下位にある一とを内心の良否にかけて四句分別するとき左の如くである。

- 一、行狀不良改悛の念無し
- 二、行狀善良改悛の念無し(累犯者に多し)
- 三、行狀不良改悛の念有り(稀れに有り得)

四、行狀善良改悛の念有り

行狀善良なるも改悛の念なきものは常に多く認むる所であると共に、行狀不良なるも出獄後絶えて入監せざる改心者もあるを以て見ても、改心有無の容易に判断し易からざるを知る事が出来る。此處が予の所謂多くの監獄當局者は果して何を標準として改悛の有無を判定しつゝありやといふ所以である。

吾人の卑見を以てするときは、改心の念の有無を判定する標準としては大要左の如きものを承認せざるを得ないであらうか。

内心的觀察

へらるゝからである。二の憫諒すべき犯由の如きは有れば最も可なるもなくとも差支はない。そこで内心的條件の最重要なるものが宗教道徳的觀念だとして見れば、監獄に於ける感化事業の中心は此方面に存在する事を忘れてはなるまい、然るに悲いかな事精神的に屬するを以て作業の成績を算盤玉で考査する如く一回の教誨では是れ感化律が昇つたといふ事は不分明である、然れども浸染の極は終に白糸を變じて紅黃紫紺の色を呈せしむるに至るや必せり。在監中は教誨に屬して何等反省の念なかりしものも出獄後日久うして何かの機會に於て思當る處ありしとて禮狀を教誨師に寄するもの尠からず、一飯の食を減せられて直に空腹を感ずる如く、一回の教訓を缺如せりとて精神的饑渴を感ぜざるの故を以て教誨を粗略にする事勿れ、况や彼等は精神的糧食に生きんとはせざる物質本位の頑愚者流なるに於ておや。求めざるものを與へて終に悔悟の域に導かんとするも亦難いか

- 一、善良なる性質
- 二、憫諒すべき犯由

三、宗教並に道徳的觀念の存在

四、獄則遵守の觀念

以上は一々説明を要せざる處であらうと思ふから、次には今一面の必要なる條件を擧げんか。

境遇的觀察

一、保護者の存在

二、犯罪の誘因とならざる職業

三、平和なる家庭

四、居住地の風俗良好

之も一々説明を要せざる事と思ふ唯一言すべきは是等諸種の條件が悉く具備せねばならぬ哉やである。若し具備するを要すことせば到底改悛の念の承認は困難である。そこで前の内心的觀察の中には三の宗教並に道徳的觀念の存在を以て最重要なるものと見たい。如何となれば此一だにもあらば他の一と四の二條件は自ら發生し得るものと考

なである。

境遇的觀察の中にては、保護者の存在を以て第一重要な條件とす。何となれば確實なる保護者さへあらば犯罪の誘因とならざる職業も與ふべく、風俗良好なる居住地へも移し得べく、家庭の平和も得て鬪り得べしと信するを以てある。近來本省が非常なる努力を以て各地に保護機關の獎勵を爲せるは、蓋し其宜を得たるものといふの外はない。或云改悛の念の有無を判定するの條件としては稍其備れるを見る。然れども改悛の念は改悛の念にして改悛の成績を保障する所以ではない。改悛の念は有りと雖も出獄後種々の事情のために再犯に陥るものもあるも致方はない。故に今是を判断するの條件として此の如く慎重なるを要すといふは誤れりと。予思へらく在監中又は出獄時改悛の念有りといふも、無しといふも無責任なる當座限りの判定ならば兎に角、假出獄にしても特赦にしても其出獄後の成績を責任的に保證するものにあらず

る以上は、改悛の念有りと認めたるものではあるまい。

出獄後の結果は不良なれども其失敗の原因を他に嫁して。出獄時には確かに改悛者であつたがなごゝしを切る底の判定ならば何をか言はん。予は今少し此判定を有効のものにしたい、責任のあるものにしたのである。出来べくんば釋放前勸査の時は改悛の念有無の持説を各個別々に捺印して將來を監視する様にしたいのである。故に予は十分精細なる條件の下に審査を遂げたく考へる。前陳の二種八條件は未だ素より悉くしたるものではあるまい。如何なる條件が此種の査定上必要であらうかを今少し研究したい。天下有識の諸君は果して如何なる標準を把持せらるゝか、恐らくは漫然たる認定判断によりて此重大事を處置さるる向はあるまい、敢て教を乞ふ所以である。

通信

●沖繩監獄通信

當監獄在監者は近時稍減少の傾向を來し本月一日の現員男三百一人女六人計三百七人内刑事被告人男三人受刑者男二百九十七人女五人勞役場留置者男五人女一人にして前三個年の同日人員に對照するに明治四十三年に比し百五十三人同四十四年に比し百七十四人大正元年に比し三十九人の減少を示せり其減少せるは大赦特赦又は減刑者の釋放せられたるもの尠からざるに由るは主なる原因なるべし。

現在受刑者の犯罪種類は竊盜二百三人殺人二十三人放火詐欺各十四人強盜十一人文書偽造十人傷害六人公務執行妨害五人猥褻姦淫三人にして竊盜は其總員の七割弱を占む

新入監者の犯罪種類も竊盜は其六割を占め傷害横領詐欺殺人文書偽造は之に亞く。

孰れの監獄に於ても最多數を占むるは竊盜犯なれども當監獄は現在因全國監獄平均に比し二割餘の多數を示せり其他内地に比し多き犯罪は殺人傷害にして詐欺及び賭博犯は寡少なり詐欺犯の少きは智識の程度低きに由るべく賭博犯の少きは生存競争緩慢なるが故に輸贏を争ふが如き思念乏しき爲ならんか。

累犯の多きは内地に其比を見ず大正元年末日全國受刑者累犯者の割合百分の六十弱なるに當監は百分の七十強に當る又全國新受刑者中累犯比例百分の二十九強なるに當監は又百分の三十五に上れり累犯の多きは本縣は四面海に圍繞せられ容易に他府縣に出づる途なく犯罪あれば直に發覺逮捕せらるゝ且又地域狹隘鄉黨忽ち刑餘人たるを知り彼等を擯斥交際するものなき等は累犯増加の原因なるべし。

一般犯罪の原因に就て本縣竊盜犯の如きは殆ど遊蕩酒色に關せざるは無し内地の所謂貧の盜人と謂ふが如きは甚だ僅少なり蓋し當地は一般の生活簡易にして常食は甘藷を用ひ其價も内地米麥に比し遙かに廉に夫婦に子供二人の家庭にて一日二十錢以内にて裕に其日を支へ得べし且彼等は粗衣粗食に甘んじ住宅も極めて簡單俗に穴屋と稱する茅屋に居住し生活容易なるを以て内地の如き生活難より起因する犯罪少し而して其遊蕩淫逸に流れ易きは一は一般の風習淫縱なるにも據るべしと雖も一は本縣婦人は職業に熱誠勤勉なる男子を鑄くの勢ありて男子をして依賴心を持たしむの傾きなきにあらず從て一般に男子は懦弱にし遊蕩に流れ易く窮迫遂に犯罪に陥るもの多きものゝ如し。殺人犯も内地とは稍其趣きを異にし謀殺收殺等は殆んど無し犯情は總じて簡單なり原因は飲酒の結果に依るもの多く彼等は常に強烈なる泡盛酒を而かも水を混せず飲用し精神作用の攪擾を起し些々

なる事に激怒し殘忍危險なる傷害の擧に出るもの多し。

當地婦人の犯罪は男子に比し極めて尠し現在人員は男子一百人に對し二人の割合全國平均比例百人に對する五人に比し三人減少の姿なり又一年間の入監約十五人にして男子百人に對し五人の割合に當る内地の男子百人に女子七人の割合に比し遙かに寡少なりそは前掲の如く男子の放縱なるに反し勞働勤勉なるに由るなるべし。

囚情は概して平穩なり蓋し善く言へば温和悪く評せば一般に活氣なしと言ふべく而して竊盜累犯者の如き頑冥執拗陰鬱疎放の者多く同房者同工場者間互に嫉妬し些事にも怒激し果ては擯合毆り合ひして懲罰處分を受けるもの少からず其執念怨恨容易に解けずして屢監房工場替を餘儀なくせざるべからざる者あり懲罰は内地に比し概して効驗あり少しく苦痛を感ずれば忽ち涕泣哀を乞ふ内地の如く極度の懲罰に處せらるも平然たる如き剛愎の徒を

見ず作業の重なるものは官司業にては塗師木工工にして琉球特種の朱塗物や夜光貝を鑲めたる稍美術的に屬する塗物を製作し就業者は常に三十四五人を使用し一年間の製作高約四千圓に達し委託業としては煉化製造を爲し就業者五十餘人使用し一年間の收入四千餘圓に達し受負業として阿且葉帽子工に百三四十人を就業せしむ本業は琉球特産にして素製原料は縣下各村落よりは勿論遠く宮古島八重山島其他各離島より産出那覇に輸送漂白精製して帽子に造り上ぐるもの近來阿且葉濫伐の結果原料拂底價格は頓に昂騰し景氣も昔年の如くならず殊に近時三侯紙を原料として阿且葉帽子風に製造する帽子會社も出來内地に於ても製造する爲めに其影響を受け阿且葉帽子は幾分活氣を殺かれたる感なきにあらず然れども監獄製品は比較的良好的なることの好評あるにより民間の夫れの如く未だ價格の低落を見ざるは幸なり其一年間の工錢高は約八千圓を收入し得べし。

就業者一日一人の平均工錢は官司業男拾壹錢女八錢九厘受負業男拾六錢一厘女六錢六厘委託業九錢三厘總計拾參錢四厘なり最も多額の收入あるべき前記三業種の工錢平均は塗師工は拾錢八厘阿且葉帽子工は拾九錢貳厘煉瓦工は九錢參厘なり以上平均工錢は大正元年度の分なり本年度も大差なかるべし。

食糧は本縣人一般に甘藷を食するにより在監者にも甘藷を給す従前は日に一度米飯を給與せしも明治四十五年七月より隔日に米飯一食を給與せり菜代は壹錢五厘にして現今甘藷騰貴の爲め一人平均食糧八錢に上れり大正元年度は七錢五厘なり監獄の食糧は下層細民の生活に比し勝れりとは局外者の能く言ふ所なり本縣に於て最も其然るを觀る當地にて山原と稱する僻隅の村落其他都村下層民

の生活は住宅は茅葺の穴屋と稱する四五坪の極めて狹隘而かも不潔なる小屋にして居室寢室臺所の區別あるなく家族男女皆其内に起臥し夜具とて

布蒲や蚊蠅の備へ更になく所謂着のみ着の儘の状態にあり食物も米飯は病氣に罹りたる時又は四季折々の節句祝ひ日等の外は殆んど食用せずと云ふ。監獄の食糧は本縣下層細民に勝ること數等なりそは考究を要すべき事と思慮せり左れど入監者の多くは營養不良にして彼等をして出獄後健全なる人間として社會に活動せしめ勞働に堪ゆる者たらしめんこそば多少營養分を吸收せしめざるべからず彼等は放縱懦弱不紀律に生活せるものなるが故に監獄の規律の嚴重なるには極めて痛苦を感ずるもの如し總ての點に於て嚴密に規律を勵行し刑罰の威力を感受せしめ以て矯正感化せしむるに如かずと思惟せり。

● 靜岡監獄抄紙業概況

我靜岡監獄が抄紙業を開始せしは遠く明治九年に

して同三十五年に至り經費の關係上全部之を受負業とせしも同三十六年九月再び官司業となして今日に至れるものなるが其間四十四年に於て炊事用汽罐の蒸汽力を利用し原料糞釜を据付くると共に鐵製乾燥器を新設し大正元年に於て原料碎晒用器械ビーター及附屬流機を据付け尙昨年に致り汽罐壹臺を増設したり之れが爲め從來に比て勞力の使用を減したるは勿論大に紙質の改良を爲すことを得盛んに製造に従事しつゝあり現在漉糟乾燥器九臺と就業者總員五十人内外を便役して製作を爲す

も一面需用は年を逐ふて増加し來り需用者の要求に満足を與ふること能はざるの現状にあり大正元年度に於ける製作高は美濃紙六千四百帖半切紙一千貳百四十五帖半紙一萬九千六百帖塵紙拾一萬五千五百帖封筒三百三十八萬三千三百七十五帖にして之に十一帖半紙野紙三萬二千三百七十五帖にして之に要せし素品代二千八百三十六圓餘工錢七百五十圓(人工八千三百五十九人)なるが賣上高は五千二百四十九圓九十錢に上り差引純益一千六百六十二圓餘なりとす

品目	抄紙製品賣却高調		公共團體及個人賣却	
	數量	金額	數量	金額
美濃紙	二,三九九	二〇二,二一一	一,二一八	一四二,四九〇
半切紙	一〇	一,一〇〇	七三五	一六,三五〇
卷紙	一,一三六	五三,九六〇	四八四	二二,九四〇
牛之內紙	二六,一〇〇	四九三,九六五	九,四二八	三三二,二五〇
西之內紙	五〇〇	二,三二八		三五,五二八
左東列紙	八六	三,九九五		五〇〇
				八六
計				三,五四七
				三四四七〇
				一七,四五〇
				七七,九〇〇
				八一六,二一五
				二,三二八
				三,九九五

通

品名	數量	金額	數量	金額
厚紙	五四,九〇〇	四六六,八五六	七七八	二,三三四
塵紙	二八五,九〇〇	一七〇,三五三	六四,二五〇	六八九,五五〇
封筒	一,〇〇〇	七,五四三	四,二三三	五〇〇,〇〇〇
辭令用紙	一,四一	二七,三九〇	一,七三二	五一一〇
美濃野紙	三二,五九五	九〇七,六〇〇	四,五一九	四〇〇,〇〇〇
半紙野紙	一,八五六	一七,九八六	三二,五九五	二七,三九〇
美濃表紙	五〇〇	四,二二一	一,八五六	九〇七,六〇〇
半紙表紙	二〇〇	一〇六,四〇〇	五〇〇	一七,九八六
土地登記簿		二,四六五,九〇八	二〇〇	四,二二一
計				一〇六,四〇〇
				五,四九五,三三二

明治四十五年大正元年度ノ製作調ト同年度賣却調ト比照シ數量及價格ニ増減アルハ前年度ノ繰越品ト翌年度ヘノ繰品アルニ因ル

信

品名	數量	要素	代人	王工	錢	計	賣價	損	益
美濃紙	六,四〇〇	五二九,一〇〇	七二,一	六四,三六〇	五九三,四六〇	七一九,五〇〇	一一六,〇四〇		
半切紙	一,二四五	一七七,八〇二	一八,九	二〇,〇〇六	一九七,八〇八	二二八,六五〇	二〇,八四二		
半紙	一九,六〇〇	三〇〇,〇八五	六五一,五	六五,四三〇	三六五,五一五	四六六,〇〇〇	一〇〇,四八五		
塵紙	一五,五〇〇	四四一,五三六	二,六三五,八	二五九,五四七	七〇一,〇三一	二一六,四〇〇	五五,三一七		
封筒	三,三八〇,三〇〇	六二一,三四三	二,六九〇,五	一九八,七七八	八二〇,一一一	一,五八七,九六〇	七六七,八三九		
美濃野紙	六六一	一一六,六五三	一〇二,五	一〇,九一六	一二七,五六九	一四二,七一〇	一五,一四一		

明治四十五年 度抄紙工製作取調

牛紙界紙
 三二、三七五
 六五〇、一九一、三七六、七一三、一九七三
 七八二、〇九二
 八九八、六八〇
 一、一六五、八八
 二、八三六、六三八、八三五、九〇〇、七五二、〇一〇、三、五八七、六四八、五、二四九、九〇〇、一、六六二、二五二

彙報

●受刑者看守を殺害す 小菅監獄拘禁中の受刑者朽木縣下都賀郡生井村、白鳥二十一番地強盜懲役十五年落合力藏なるものは犯則行為ありて去る一月十七日午前七時五十分頃工場に於て擔當看守岡田常藏氏の取調を受くるに際し突然麻工作業器具修繕に用ゆる刃渡約三寸餘の切出小刀を以て無暗に同看守に斬て掛りたり看守は不意を打たれて身に三ヶ所の重傷を負ひたれども之に屈せず抜劍して之に渡り合ひ逃くる同囚を追ふて約十二間餘を進みたるが斯くと見たる他の一名の看守は非常を報知すると同時に抜劍して同囚に向ひたるに恰も看守部長の應援あり雙方より攻寄せたれば

今は叶はず思ひ俄に態度を變し恐れ入たりとて遂に取押へられたり、兇行の原因は猜疑にしては同囚は容年十一月頃より行狀不良にして岡田看守より屢訓戒を加へられたりしが獨り自己のみを憎惡するものと思惟し深く之を銜み居たるに本月十六日岡田看守に犯則を認められたるを以て翌十七日工場に於て其取調を受くるならんぞ豫期し鬱憤勃發して既に殺害の決意をなしたるもの、如く同日出業前自己閲讀の書籍は之を破棄し亦其携有せる石盤には「取扱が壓制だから行りました」との遺書様のものを認めあり工場に出たりしに果して亂問を受くるや直に兇行に及たりしものなり因に岡田看守の第一劍は頸部の深部に達し血管及神經を損傷し第二劍第三劍は何れも深き骨膜に達しあり直に順天堂病院に入り治療したるも其甲斐なく遂に

翌十八日死去したり

●被告人の逃走

宇都宮監獄朽木分監拘禁中の朽木縣足利郡北郷村大字月谷百七番地平民無職茂木龜十郎は竊盜被告事件により客年十二月十八日朽木分監へ入監し同月二十五日朽木區裁判所に於て懲役三年の言渡を受けたるに同月二十八日に至り受持看守が監房の施錠を怠りたるを好機とし午前八時三十分より同五十分の間に監房より脱出し拘置監内西北の石塀を踰越して逃走せり而して當日午前九時當直看守が開扉せんとして施錠なきに不審を起し始めて逃走の事實を發見し直に追跡を爲したるも遂に逮捕するに至らざりしが本年一月四日茨城縣笠間警察署に於て竊盜現行犯として逮捕せられたりと、

●受刑者の逃走

巢鴨監獄拘禁中の受刑者山梨縣東八代郡石和町窪中島十四番地強盜詐欺初犯懲役五年杉田榮一、東京市下谷區竹町六番地竊盜初犯懲役四年鹽川彌三郎の兩囚は共謀の上本年一

月二日炊事場に於て就役中午前三時三十五分より同四十五分の間に於て餅焼用に供する火鉢を取出す爲め機關室に赴く際看守の隙を窺ひ夜陰に乗じて獄衣の儘炭殻投棄口より脱走し炊事場東北約十八間を隔つる中門に出其東側なる物品倉庫の無雙窓を破壊して梯子を搬出し之を煉瓦塀に架して踰越逃走したり之を發見するや時を遷さず追跡の手配を爲し嚴密捜査せしも得る所なかりしが杉田榮一は同月十一日警視廳に於て、鹽川彌三郎は同月十四日神奈川縣警察部に於て何れも捕縛せられたりと言ふ。

●同じく逃走

佐賀縣佐賀郡兵庫村大字若宮二百三十四番地詐欺懲役二年木下孫一は巢鴨監獄に於て懲役二年刑執行中の處本年一月二十日餘罪審理の爲め東京區裁判所刑事部よりの呼出ありたるに依り東京監獄に依頼し馬車の便乗を得て押送せしめたるに同八時十分頃牛込區富久町に在る其同便所の邊に差懸るや同囚は上圖を請ひたるも之

を許さざりしに突然捕縄を引き手繰り手錠腰繩の儘逸走したるも附添看守は直に追跡し同所を去る約三十間の所に於て逮捕せりといふ、

●**刑事被告人縊死す** 神戸監獄拘禁中の愛媛縣喜多郡大谷村大字大谷六百十五番地小川伴藏は竊盜被告事件により本年一月五日入監し他の二名と雜居收容中の處同月七日午後二時頃入浴の爲め出房を命じたるに同囚は感冒なりとて入浴を拒絶せるを以て同房者二名を出房せしめ約十分後受持看守が巡視せるに監房前部の格子に横貫せる鐵棒に自己の兵兒帶を掛け其兩端を結束し咽喉部に卷付け縊首し居りたるを發見し直に應急手當を施したるも遂に蘇生するに至らざりしと縊死の原因として確認すべきものなきも同囚は前刑五箇月の執行を終了し本年一月一日同監より釋放せられたるに同月五日前掲被告事件にて再び入監したるものにして携有の紙製石盤に認めたる親屬並に教誨師に對する遺書に徴するに良心の呵責に堪へず自殺

の念を惹起したるものならん、
●**同じく被告人の縊死** 安濃津監獄拘禁中の三重多氣郡西外城田村大字土羽西村善藏は殺人被告事件により客年十二月三十日同監に入監爾來獨居せしめたるに本年一月十八日午前十時三十五分頃自己着用の兵兒帶を監房鐵格子に掛け蓋を開放し帶を後頭部咽喉に結束し床下一尺二寸の便所に兩足を垂下して縊首せるを受持看守に於て發見し監獄醫の應急手術を受けしめたるに縊首後約五分以内に過ぎざりしも蘇生せざりき

●**是も縊死** 浦和監獄拘禁中の受刑者神奈川縣橫須賀市深町十九番地平民放火及竊盜初犯懲役六年六月長澤太郎は去る明治四十三年十一月一日以來前掲刑の執行を受け居りしが本年一月十九日午後零時十五分頃居房前部格子内面最上部に登り自己の三尺帶を解きて格子に結び付け之に頸部を懸け縊首せるを同零時三十分巡回の看守之を發見し急救手當を施するに既に吾骨碎け居る爲め蘇生

するに至らざりし

●**櫻島岳の爆發と鹿兒島監獄** 鹿兒島市

に於ては客月十一日午前三時四十分の強震を初とし翌十二日に至る迄強弱の地震頻發し其回数實に三百參拾餘回に及び強震ある毎に櫻島岳の八合目より噴煙逆り市民恟々として不安の念に驅られ居りしが同日午前十時俄然櫻島岳爆發大に噴火鳴動し次で午後六時劇震あり爲に鹿兒島監獄に於ては在監者の監房拘禁甚だ危険の状態に陥りたるにより一同を出房せしめ徹霄之を構内空地に避難せしむると同時に一方在監者中に不穩の事態なからしめんが爲め同監近接の歩兵第四十五聯隊に交渉の上午後八時より下士卒十一名の派遣を受けしが間も無く歸休中の看守悉く出頭し戒護力充實せしより聯隊の派兵を引揚しめたるも警戒取締上何等の異常なきを得たり然るに翌十三日に至るも震動尙劇甚にして間斷なく鳴動も又息まず屋内の拘禁危険なるのみならず降灰の爲め暗黒なるを以て作業

を休止し依然警戒に努めたるに噴火鳴動益激烈にして何時如何なる變災の發起するや保し難きに付き最も避難に便宜なる第四工場に男受刑者を集禁し被告人は監房廊下に女受刑者は工場に入らしめ翌十四日朝に至りて鳴動稍平靜となりしを以て各監房に拘禁し同日は監房内にて休役せしめ翌十五日より平常の如く工場に出役せしめたるに囚情至て靜謐なりきと云ふ變災に際しては幸にして在監者中に一名の死傷者なきのみならず職員中に於ても女監取締一名居所不明となりしを除く外悉く無事にして始終不眠不休の状態に在りながら勤勉能く其職責を盡したりと同監に於ける建造物の被害を掲ぐれば左の如し

- 一、外圍石塀積重石約百八十間上段より四通墜落、内百五十九間は傾斜を來せり
- 二、拘留監、女監及男女監中門破損
- 三、第一、二、三、工場大破、獨居監及各工場渡廊下屋根各小破

- 四、廊下並に房內、炊所多少の龜裂を生ず
- 五、構内地盤數十箇所龜裂
- 六、構内四箇所、官舎二箇所の井戸湧水閉塞
- 七、官舎石造門一箇所倒壊
- 八、官舎附屬便所三箇所倒壊

●東京控訴院管内典獄協議
會協議案

- 一、在監人食糧一定ノ件
- 別紙第一號表ノ通決定
- 二、作業科程統一ノ件
- 別紙第二號表ノ通決定
- 三、監獄備夫及營繕夫工錢一定ノ件
- 監獄局長ヨリノ諮問案ヲ參酌審議ノ結果作業ニ關係セサルコト、シ別紙第三號表ノ通決定
- 四、作業賞與金ヲ算出スル在監人ノ工錢ハ官司業受負業及委託業トモ見積額(料定工錢)ヲ一定シテハ如何

- モ許可セサル方針ヲ執ルコトニ決定
- 十、作業新設ノ場合ハ其科程並ニ工錢及受負業者ノ住所氏名ヲ聯合監獄ニ通知スルコト
- 通知ニ及バズト決定
- 十一、精神病受刑者ヲ控訴院管内一監獄内ニ集禁スルコト
- 適當ノ設備アル監獄ニ集禁ヲ望ム旨監獄局長へ申出ルコトニ決定
- 附當控訴院管内ニテハ差當リ千葉監獄ヲ適當トシ將來ハ目下建築中ナル市ヶ谷監獄ニ其設備ヲ求ムルヲ可トスルノ意見多數
- 十一、作業獎勵ノ方法トシテ法規ノ範圍内ニ於テ特別法ヲ設クルノ可否
- 可決
- 十二、前項ヲ可トセバ其方法ヲ一定シタシ
- 一定ヲ要セズト決定

- 一、作業賞與金計算率
- 監獄局長諮問案決議

- 前項諮問案ノ趣旨ヲ贊シ本項ヲ撤回
- 五、作業賞與金計算率ハ早晚改正ノ趣ナルモ夫迄ノ間低減スルノ必要ナキカ
- 前ニ同ジ
- 六、入浴ノ度數及時間等ノ一定
- 作業獎勵ニ關スルコトナルヲ以テ新潟監獄提出案ニ合併ス
- 七、運動ノ時間又ハ運動ヲ必要トセザル作業種類等ノ一定
- 一定セザルコトニ決定

- 八、受刑者看讀書籍ノ内官本ハ凡ソ其書名ヲ定メ各監獄其範圍ニ於テ設備スルコト
- 新刊適切ノ書籍ヲ加フル必要アルヲ以テ一定セサルコトニ決定
- 九、受刑者ニハ劃字引ニ限り私本購求ヲ許スコト
- 購求ヲ許サス各監房ニ一冊宛貸與ノ字引ヲ備フル方針ヲ執ルコト又業務上必要書籍ノ購求ヲ願フモ許サス必要ノモノハ購入貸與シ尙差入書籍

異議ナシ但作業類別ハ別紙第一號ノ通並ニ作業賞與金計算ニ關係セスシテ監獄收入計上ノ監獄備夫及營繕夫ノ工錢表ハ第二號ノ通(協議決定第三號表ナリ)定メラレンコトヲ望ム

二、作業日課表

月計欄内仕上高ヲ削除セラレンコトヲ希望ス其他ニ於テ異議ナシ

(別表ハ凡テ之ヲ省略ス)

●廣島監獄の莞蕙業 同監獄に於ける莞蕙業は二十餘年來の經歷を有するものなるが今目下の狀況を聞くに現在使用の就業者は三百八十九名(毛取雜業等を含む)にして就業者中一科程を終了する者百八十六名未了者二百三名あり又之を作業細目に區別すれば普通莞蕙織二百八十四名小蕙織二十九名蕙枕織十名整經一名絲線一名ロール(艶付)一名なるが其一日一名の平均工錢は金九錢七厘餘(十一月分)にて之を前年度の金九錢二厘餘に比すれば金五厘五の増加を示し居れり之に就き石井

典獄は語りて曰はく當監莞莖業の開始は明治二十五年頃にて當時は個人の受負にて其就業人員も二百人位なりしが明治二十九年に至り當市有力者の出資を以て製莖株式會社の組織せらるゝあり時恰も受負契約の満期に際し會社より出願ありしに由り許可の上事業の擴張を圖り漸次發展し今日に至れり元來莞莖業は我邦生産事業中の重要産物の一にして其海外輸出額は大正元年度三百七十四萬圓餘大正二年度三百四十萬圓餘の巨額に達せる狀況とす當縣東部地方に於ては多く本業に従事し相當の生活資料を得るものゝ如し本監に於ける本業も亦作業中に於ける重要な位置を占むるものにて已往二ヶ年の工錢總額を案するに大正元年度一萬三千五百圓餘大正二年度一萬三千百圓餘に上り前途極めて有望の作業たり従つて各受刑者に於ても本業に従事せんことを希望するもの甚だ多し而して本業に従事する者には先づ以て二ヶ月間を習熟期間とし漸次科程を了せしむる方法を取り督勵を

加へつゝあり、されども如何せん其種類細目は百八種の多數あり各織方を異にするが爲め満足の結果を得るに至らざるも年々工錢の増加しつゝあるは數字の示す所なり尤も戒護檢束上より云ふときは本業の如きは自然工場の喧噪を來すを以て談話通聲に便宜ある等の缺點あるを免れざるは實に餘儀なき所なり只可成取締を嚴にして之を防遏するの外あらず云々

●川越分監感謝の歌 同少年監にては毎夕少年受刑者の就寢前監房内に靜坐の儘一齊に感謝の歌なるものを謳はしめ後徐に各自寢に就かむることゝ爲しある由なるが今其歌の全文を得たれば左に之を掲ぐることにす

一、我等は無事に一日の 仕事を終へて今此に行ひいかにと其も、 心靜に省みん

二、恩を忘れず足を知り 事にあたりて腹立す 人に向き虚言や無理 夢にもなきと誓ひたり

三、人の惡しきや我善き 口にすること慎みて

課業大事に勤め行く 教の恵みありがたや
 四、我等は無事に一日の 仕事を終へて今此に
 感謝の言葉念しつゝ、 心靜かに休まん
 尙同監に於ては試に受刑者二百八十名に就て右の唱歌に就ての感謝如何を調査したるに快く安眠するを得るもの六十六名一日無事に勤めたるを喜び安らかに休む事を得るもの五十八名反省の念を起し明日も亦斯くありたしと思ひつゝ安眠せるもの五十四名故郷の事を思出すと答へたるもの二十三名等なりしと

●福島監獄中村分監(目下出所) 同少年監に於ては豫て明治四十五年三月頃より岡田式靜坐法を實行し來り職員は不斷怠らず其身心に及ぼす影響如何に就き深き興味を以て注意しつゝあるに之が實行以來彼等少年受刑者の通弊とも謂ふべき粗暴

輕率懶惰放縱の風は漸次矯正せられ日常の行爲は温良靜肅に赴き自ら精神の平和安靜を得るの狀を示せしのみならず著しく身體の健康を増加せし傾

向あり現今は晝間は體操科と隔日に午前八時より三十分夜間毎夜就寢前二十分乃至三十分間施行せしめ居れり今同監にて最近に監者百十五人中尋常科第四學年以上七十人に就き調査せる結果は左の如しと云ふ

- 一、身體 靜坐を行ふてより身體の丈夫となれるもの二五、下腹の膨脹して力の入れるもの二二、頭痛を感ぜざるに至れるもの五、朝起きて眩暈を感ぜざるに至れるもの三、凍傷に罹らざるもの二、手足の痒痛を感ぜざるもの一、感冒に侵されぬ様に至れるもの一、腫物の出でざる様になるもの二、腹痛みを感ぜざるに至れるもの二、體重の加はりしと思ふもの二、胃の丈夫に至れるもの二、弱くなれるもの三、變りなしと思ふもの一〇、
- 二、精神靜坐を行ふてより心平和になれりと思ふもの一一、強固になれりと思ふもの四、物忘れざる様になれるもの四、忍耐し得るに至れるもの

の五、短氣の直れるもの一〇、常に爽快の氣持するもの一一、能く物事を覺ゆる様になれるもの一一、眞面目の心になれるもの二、心持の落付けるもの四、別に變りなきもの八、
 三、學術、讀書力に進みしと思ふもの一六、算術を好む様になれるもの八、記憶力の増せりと思ふもの一〇、推理力の増せりと思ふもの一〇、學術を好む様になれるもの六、覺えよくなれりと思ふもの六、考へ付き早くなれりと思ふもの五、殊に珠算を好む様になれるもの五、變りなきもの四、
 四、持病、胃病の快くなれるもの一五、頭痛の快くなれるもの五、眼病の快くなれるもの五、儂麻質斯の悪くなりしと思ふもの一、持病のなきもの四四、

司法省監獄公文

○農事表様式改正の件

司法省監獄第一六號

大正三年一月十二日各監獄、典獄宛、監獄局長通牒、明治四十一年四月監獄第二二〇號通牒農事表様式別紙ノ通改正候條大正二年度分ヨリ本様式ニ依リ調製シ翌年四月三十日限り提出相成度依命此段及通牒候也

大正何年度農事表 本監又ハ何分監 耕作地反別調

耕地別	耕作地反別	同上内譯	不作付	借地	額料
反別	反別	宜有地	借地	反別	年借地
反別	反別	借地	反別	年借地	額料

合 計	何 品	目	收 穫	價 格	監 獄 使 用	他 へ 賣 却

種子代	人員	工	糞	尿	何	料	雜 費	合 計
金額	金額							
人員	金額	糞	尿	何	料	雜 費	合 計	
數量	金額	數量	金額	數量	金額			

費用調

農事表ハ本分監獄出張所毎ニ調製スルモノトス費用調中費
 用ヲ支出セザルモノハ朱書スルモノトス

○假出獄期間後入監報告の件

司法省 監獄局長通牒

大正三年一月十九日各監獄典獄宛監獄局長通牒
 假出獄ニ因リ釋放セラル 爾後五年以内ニ更ニ有罪ノ確定判決ヲ受ケ假出獄期間經過後再ヒ入監シタル者ハ毎年六月末日及ヒ十二月末日ヲ期シ取摺メ翌月十日迄ニ別紙様式ニ依リ報告相成度此段及通牒候也

道テ 大正元年十二月監獄第三〇七號通牒ハ 本文通牒ニ依リ自然消滅シタル儀ト 御了知相成度尙前記通牒ニ基キ 提出スヘキ今朝報告書未済ノ向ハ 本文様式ニ依リ 至急御報告相成度此段申添候也

假出獄期間經過後ノ再入監者報告

假 出 獄	再 犯 期 間	執行監名	刑期月日	再入監年	再入監月日	氏名
		罪名	刑期月日	再入監年	再入監月日	氏名

一 期間欄ニハ出監時若クハ假出獄期間満了時ヨリ初メテ再犯行爲アリタル迄ノ期間ヲ記入スヘシ若シ假出獄中ノ犯罪假出獄期間經過後發覺シタル者アルトキハ 假出獄期間満了時ヨリ犯行時ニ至ルレ 欄ニ假出獄期間中ノ旨ヲ記入スヘシ

二 一年齡ハ犯行アリタル當時ノ數ハ年ヲ記入スヘシ

叙任

授勳四等旭日小校章	正五位勳五等	谷田三郎
叙従五位	正六位勳四等	清水精四郎
同	正六位勳五等	水名瀬禮助
同	同	森元祐
同	同	永田直之丞
同	同	坪井直彦
同	同	林田經給
同	同	林敬齊
叙正六位	同	羽柴瑞之助
叙正八位	同	赤元源次郎
給四級俸	同	赤城一雄
給五級俸	同	波邊新平
同	同	山口知信
同	同	土居寛始
給六級俸	同	齋藤信一
同	同	齋藤信一
同	同	齋藤信一
給月俸三十二圓	同	齋藤信一
任看守長	同	齋藤信一
神戶監獄詰ヲ命ス	同	齋藤信一
給月俸二十三圓	同	齋藤信一
任看守長兼司法屬	同	齋藤信一
巢鴨監獄詰ヲ命ス	同	齋藤信一
給七級俸	同	齋藤信一
依願免本官	同	齋藤信一
看守長(神戶)	同	齋藤信一
司法屬	同	齋藤信一
看守長(廣島)	同	齋藤信一

一月の例會は都合に依り二十四日(第四土曜)に至り本會講堂に於て開會せり朔風日比谷の樹頭に鳴り寒氣膚を刺す空なるにも拘らず會員諸氏の熱心なる定刻午後一時頃までには既に大半は參着ありて午後一時三十分振鈴の相圖に由りて一同講堂に集れり講師は法學博士鶴澤總明氏にて谷田本會々長の紹介に依りて登壇あり「監獄と教育」と題し約一時半に涉りて得意の雄辯を振はれたり博士の講演は先づ教育に廣狹兩様の意義あるも茲に教育とは社會教育宇宙教育と呼ぶが如き廣き意義に於て謂ふ教育なりと説き起して今日文明諸國が採用せる自由刑は支那の古代に於ても行はれし事ありとて周禮の文面を引用して書經の五刑以外自由刑と略同一の制度ありたる事且其制度中今日米國の

茶話會

會報

一部に於て行はるゝ不定期刑の如きものゝ存在せる事を説示し更に我現行の監獄制度に論及して刑罰は廣き意義に於ける教育と見るを得べしと爲し行刑の國家重要な政務たるは寧ろ軍備以上なりと述べて監獄官吏たるものゝ職責の大なる所以に及ぼし最後に監獄官吏に對し法律の要求する職務執行以外犯罪人に就き實驗的研究あるべきを希望すと結びて降壇せられたるが支那古典にも精通せらるゝ同博士の事とて縱横に同時代の制度を論述せられ頗る有益にして且趣味に富みたる講演なりし講演終りて後會員は階下の控室に於て各暖爐を擁して閑談に耽り全く散會せしは午後五時なりき當日は東京控訴院管内に於ける典獄協議會に出席せし典獄及隨行の諸氏も參聽ありて旁盛會なりき出席諸氏の芳名左の如し

- 木村 與一 萩原 三郎 齊木 爲則 常石 政次郎
- 小峰 直一 山下 進之輔 布川 留吉 山本 作藏
- 齋田 竹松 篠塚 丑松 周田 一頁 永井 梅太郎

- 高田 勝平 武田 東默 川俣 親四郎 金崎 龜治
- 大武 三四郎 居川 久一 温井 藤太郎 江川 濱吉
- 川崎 丑松 和田 徳次郎 藤井 太吉 高橋 健一郎
- 初岡 健一 吉川 一江 柴田 英之 高坂 堅造
- 高橋 金四郎 渡邊 播太郎 戸塚 源平 須藤 清
- 秋山 辨次郎 中村 利義 河野 純孝 瀬藤 義三
- 大渡 市太郎 齋藤 慶三 木真 英龍 林 定弘
- 下河 範英 松島 與三 山本 彌四郎 上野 泰吉
- 山下 鐵三郎 柴田 常次郎 佐川 六藏 岩井 喜太郎
- 藤原 與市 愛澤 三郎 小池 博道 福島 磯太郎
- 高木 安次郎 藤井 惠照 長谷川 鍾太郎 澤田 利喜三
- 島田 鐵太郎 大塚 安次郎 矢吹 幸太郎 藤尾 順保
- 西丸 昌遠 芳村 重次 松野 真太郎 巖田 長平
- 井上 榮次 長 山 始 山田 一英 羽柴 瑞之助
- 赤城 一雄 渡部 新平 秋元 留次郎 仁科 正枝
- 秋山 金吉 深尾 政藏 高島 留吉 山内 末吉
- 土居 寛申 岡見 數馬 生三 俊隆 警井 宗成
- 武田 慧宏 島田 榮造 黒田 源太郎 松永 美樹
- 林 豐 齊 逸見 祐之助 高橋 修二郎 屋山 朝太郎
- 三池 俱 松隈 房吉 渡邊 武直 三浦 買
- 伊集院 藤七 伊藤 俊光 加藤 時次郎 森 元 祐
- 大名瀨 禮助 坪井 直彦 藤澤 正啓 豊野 胤彦

谷田 三郎

○其後の加盟保護會

府縣別	名稱	所在地	代表者	保護範圍
京都	伏見慈善會	京都府紀伊郡伏見町	會長 高木謙二郎	間接
大阪	淨土宗興德會	泉南郡北中通村大字中庄大光寺	會長 藤井圓敬	直接
大阪	佛教總德會	中河内郡牧岡村大字野田芝清寺	會長 杉森貫隆	間接

○加盟保護會の異動

○岡山縣下に於ける佛教各宗脩徳會佛心會及び眞宗岡山擁護會の三保護會は去る二月一日合併と共に明徳會と改稱せり

○青森縣淨土宗青森教區慈善會は今般都合により青森縣佛教慈晃會に合同せり

○大阪府下攝善會及博厚舎は保護事業の發展及統一を期する爲め佛教和衷會へ合同せり

成人會廣告

成人會々費領收報告

金壹圓七拾貳錢也	本庄吉太郎氏
金七拾貳錢也	北龍 賢賢氏
金壹圓拾六錢也	青木七太郎氏
金壹圓拾六錢也	渡邊誠一郎氏
金四拾錢也	羽 漢 服 信 氏
金六拾四錢也	角 登 一 氏
金五拾六錢也	清原孝太郎氏
金壹圓七拾貳錢也	伊藤忠次郎氏
金貳圓四拾錢也	大草東三郎氏
金壹圓七拾貳錢也	淺田廣輔氏
金參圓四拾八錢也	須 藤 清 氏
金貳圓五拾錢也	竹 内 眞 道 氏
金六拾四錢也	増 子 賢 惠 氏
金四拾錢也	引 野 辰 司 郎 氏
金四拾貳錢也	山 田 新 吉 氏
金六拾四錢也	穂 木 辰 助 氏
金五拾六錢也	中 村 基 吉 氏
金八拾八錢也	長 嶺 本 誓 氏
金七拾貳錢也	松 島 親 遠 氏

金貳圓五拾六錢也	恒川法位氏
金四圓八拾八錢也	丹羽哲郎氏
金八拾八錢也	藤林正縁氏
金壹圓也	尾崎雅翁氏
金壹圓也	平野賢榮氏
金貳圓四拾錢也	中川文二氏
金壹圓四拾錢也	花林哲山氏
金壹圓也	碓井義弘氏
金四拾錢也	田中秀賢氏
金壹圓五拾六錢也	永田包雄氏
金參圓五拾六錢也	中橋政吉氏
金壹圓也	中島純精氏
金貳圓也	神谷龍海氏
金參圓五錢也	宇多徹誠氏
金壹圓四拾錢也	藤澤精雲氏
金壹圓五拾六錢也	野口謙造氏
金壹圓四拾錢也	柏木幸平氏
金八拾八錢也	柏 知 一 氏
金壹圓八十八錢也	石山憲重氏
金八十八錢也	原 善 聰 氏
金壹圓八拾錢也	毛利昇道氏
金壹圓八拾錢也	石川亥之松氏

金八拾八錢也	賀内利吉氏
金壹圓拾六錢也	佐藤信道氏
金八拾八錢也	高橋龜治氏
金壹圓參拾貳錢也	島山頼民氏
金貳拾四錢也	西川要松氏
金八拾八錢也	村上徹嵩氏
金七拾貳錢也	三輪榮太郎氏
金貳拾四錢也	織田信行氏
金七拾貳錢也	鬼倉雄龍氏
金四拾錢也	武内神諭氏
金壹圓貳拾四錢也	秀島寛融氏
金貳圓拾六錢也	赤松勝雄氏
金壹圓八拾八錢也	東山憲雄氏
金壹圓八拾八錢也	江林義存氏
金壹圓八拾八錢也	五島實行氏
金壹圓六拾一錢也	富井隆信氏
金壹圓八拾八錢也	境田七才氏
金壹圓四拾錢也	堀 一 郎 平 氏
金壹圓五拾錢也	鈴木 一 氏
金八拾八錢也	田川午次郎氏
金四拾八錢也	長 澤 や 五 氏
金壹圓四拾錢也	上田清三郎氏

金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金壹圓也
 金壹圓也
 金壹圓八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金貳圓四拾八錢也
 金貳圓也
 金八拾八錢也
 金參圓八拾八錢也
 金壹圓也
 金四拾八錢也
 金八拾八錢也
 金壹圓也
 金參圓參拾貳錢也
 金壹圓八錢也
 金八錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金壹圓拾六錢也
 金參圓拾六錢也
 金參圓拾六錢也

山崎治平氏
 井上金次郎氏
 日下智性氏
 小村雷惠氏
 柳原教實氏
 氏家孝太郎氏
 長沼秀家氏
 米原純氏
 川島義夫氏
 赤沼貫三氏
 武川銓之助氏
 山田
 武內
 西田
 福田臺記氏
 川上
 吉留義憲氏
 太田憲彰氏
 安松虎雄氏
 塚谷慎次郎氏
 永野省三氏
 小松直清氏

金壹圓四拾錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金壹圓貳十四錢也
 金八錢也
 金壹圓五拾錢也
 金壹圓也
 金壹圓七拾貳錢也
 金七拾貳錢也
 金貳圓也
 金壹圓四拾八錢也
 金壹圓貳拾錢也
 金參圓四拾錢也
 金四圓八錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金壹圓四拾錢也
 金壹圓四拾八錢也
 金壹圓〇八錢
 金壹圓七拾貳錢也
 金壹圓也
 金五拾六錢也
 金四拾錢也
 金拾六錢也

江村繁太郎氏
 能富祐昭氏
 石丸龍省氏
 西城了醫氏
 小橋良番氏
 池本庫次郎氏
 岡本武一氏
 執行種次氏
 岸川萬次郎氏
 小笠原圓齋氏
 真方友吉氏
 松永美樹氏
 福井禮吉氏
 大越清常氏
 菊屋哲公氏
 竹田省友氏
 栗山秀道氏
 中島博行氏
 齋藤管五郎氏
 森永義郎氏
 近藤哲雄氏
 石津蓮仁氏

金四拾錢也
 金壹圓也
 金八拾八錢也
 金四拾八錢也
 金貳圓貳拾四錢也
 金八拾八錢
 金壹圓七拾貳錢也
 金八拾八錢也
 金壹圓四拾錢也
 金八拾八錢也
 金壹圓拾六錢也
 金四拾八錢也
 金壹圓也
 金貳拾四錢也
 金壹圓也
 金拾六錢也
 金壹圓也
 金壹圓六拾四錢也
 金八拾八錢也
 金七拾貳錢也
 金壹圓也
 金八拾八錢也

野田行信氏
 西村彌太夫氏
 松田義雄氏
 長岡秀策氏
 飯尾兼知足氏
 高安博道氏
 佐藤謙羔氏
 榎泉元秀氏
 出口米吉氏
 林淨圓氏
 押田芳之助氏
 安東福男氏
 仲丈雄氏
 中村ミツ子氏
 秦キクエ子氏
 佐々木琢磨氏
 渡邊修甫氏
 乘元速滿氏
 和泉鐵次郎氏
 高橋修二郎氏
 菅田了海氏
 村上龜雄氏

金七拾貳錢也
 金八拾錢也
 金八拾八錢也
 金貳拾四錢也
 金貳圓四拾錢也
 金貳圓八拾八錢也
 金壹圓五拾錢也
 金壹圓五拾錢也
 金壹圓六拾四錢也
 金壹圓也
 金壹圓八拾八錢也
 金壹圓五拾六錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金六拾四錢也
 金七拾貳錢也
 金壹圓八拾錢也
 金壹圓八拾錢也
 金壹圓八拾錢也
 金壹圓四拾錢也

古澤慧誠氏
 角田藏一氏
 多田閑氏
 誌江震次郎氏
 伊藤大忍氏
 村上定平氏
 村田清久氏
 山田申吾氏
 赤沼貫之氏
 清水慧澄氏
 永田直之丞氏
 蒲原儀一郎氏
 大串榮太郎氏
 森爲吉氏
 戸田作造氏
 渡邊藤吉氏
 鎌田禪岳氏
 佐々木重吉氏
 秋山響夫氏
 吉田運氏
 甲斐謙岸氏
 倉田每允氏

金壹圓〇八錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金七拾貳錢也
 金九拾錢也
 金參拾貳錢也
 金壹圓拾六錢也
 金壹圓也
 金壹圓拾六錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金壹圓四拾錢也
 金八拾錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金八拾八錢也
 金七拾貳錢也

器 瀬 智 團 氏
 中 村 忠 直 氏
 不 動 藤 太 郎 氏
 進 藤 正 直 氏
 山 下 良 右 衛 門 氏
 鈴 木 信 彌 氏
 長 沼 秀 家 氏
 笠 沼 賢 信 氏
 川 那 邊 順 然 氏
 末 光 柴 平 氏
 曉 星 孝 純 氏
 長 谷 川 鐘 太 郎 氏
 岩 越 義 篤 氏
 高 橋 金 四 郎 氏
 淺 野 倉 吉 氏
 多 田 正 廣 氏
 境 外 次 郎 氏
 常 石 政 次 郎 氏
 齋 藤 友 吉 氏
 河 野 純 孝 氏
 勝 水 淳 行 氏
 田 島 善 吉 氏

金五拾六錢也
 金五拾六錢也
 金四拾八錢也
 金四拾錢也
 金四拾錢也
 金貳拾四錢也
 金參拾貳錢也
 金拾六錢也
 金參拾貳錢也
 金四拾錢也
 金參拾貳錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金四拾錢也
 金貳圓八拾八錢也
 金九拾錢也
 金九拾錢也
 金九拾錢也
 金九拾錢也
 金九拾錢也
 金九拾錢也
 金壹圓八拾八錢也
 金四拾錢也

柴 田 常 次 郎 氏
 小 澤 千 代 藏 氏
 楠 慶 吉 氏
 篠 原 德 次 郎 氏
 吉 川 一 江 氏
 堀 野 嘉 吉 氏
 長 崎 通 義 氏
 三 輪 榮 太 郎 氏
 中 村 基 吉 氏
 菅 晟 千 代 氏
 新 美 鶴 吉 氏
 平 塚 琢 壽 氏
 西 元 龍 拳 氏
 藤 井 惠 照 氏
 柴 田 英 之 氏
 小 原 綱 五 郎 氏
 內 藤 奈 木 之 丞 氏
 三 枝 策 司 氏
 高 野 留 吉 氏
 柴 田 吉 藏 氏
 三 井 久 陽 氏
 原 口 淺 二 郎 氏

(未完)

會費拂込注意

一 會費を振替貯金へ拂込まるる向きにして拂込
 まるるときは必ず通知書の裏面通信文欄内へ年
 月人員壹人當りを記せられたし

二 金額五圓未満の會費を銀行に拂込るゝよりも
 振替貯金へ拂込るゝ方便利なり振替貯金の口座
 番號は本誌表紙の裏面にあり就て看られたし

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(毎月十日ノ切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但毎號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正三年二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京府豊多摩郡大久保町大字
西大久保三百八拾貳番地
伊藤 俊光
編輯人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村 政富
印刷人
東京市麹町區下六番町十七番地
同 勞 舍
印刷所
東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
發行所
監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所
東京書院